

第七十二回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十三号

(三三三)

昭和四十九年三月二十日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 飯谷 忠男君

理事 笠岡 喬君

理事 湊 徹郎君

理事 山崎平八郎君

理事 芳賀 貢君

理事 愛野興一郎君

今井 勇君

小沢 一郎君

熊谷 義雄君

中尾 栄一君

本名 武君

島田 琢郎君

馬場 昇君

瀬野栄次郎君

稻富 稜人君

出席政府委員

農林政務次官

水産庁長官

委員外の出席者

外務大臣官房審議官

外務省欧亜局外務参事官

厚生省環境衛生局乳肉衛生課長

農林水産委員会調査室長

尾崎 毅君

岡部 祥治君

加賀美秀夫君

杉原 真一君

渡辺美智雄君

内村 良英君

吉川 久衛君

佐々木義武君

丹羽 兵助君

角屋堅次郎君

竹内 猛君

中川利三郎君

林 孝矩君

坂村 吉正君

安田 貴六君

柴田 健治君

津川 武一君

伊東 正義君

上田 茂行君

吉川 久衛君

佐々木義武君

丹羽 兵助君

角屋堅次郎君

竹内 猛君

中川利三郎君

林 孝矩君

渡辺美智雄君

内村 良英君

吉川 久衛君

佐々木義武君

丹羽 兵助君

角屋堅次郎君

竹内 猛君

中川利三郎君

林 孝矩君

渡辺美智雄君

内村 良英君

吉川 久衛君

佐々木義武君

丹羽 兵助君

角屋堅次郎君

竹内 猛君

中川利三郎君

林 孝矩君

渡辺美智雄君

内村 良英君

吉川 久衛君

佐々木義武君

丹羽 兵助君

沿岸漁場整備開発法案(内閣提出第七〇号)

○飯谷委員長 これより会議を開きます。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案、及び沿岸漁場整備開発法案の各案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川利三郎君。

○中川(利)委員 沿岸漁場整備開発関係についてお聞きしたいのでありますが、これまで沿岸漁業等振興法あるいは海洋水産資源開発促進法、あるいはそれらに基づいた第一次構造改善、第二次構造改善事業というものがずっとあるわけでありまして、いまさらなぜこの新法を屋上屋を重ねるようなことかという感じがするわけですが、これは専門家に聞かなくても、何のためにこういうものをつくるかわからないと言っているわけでありまして、そこら辺の経緯についてお聞きしたいと思います。

○渡辺(美)政府委員 中川委員がおっしゃいますように、確かに、沿岸漁業等振興法という法律が昭和三十八年につくられております。この法律は、この「目的」にも書いてありますとおり、平たく言えば漁業の基本的な方向を示す法律だと思えます。農業で言えば農業基本法のような法律であって、具体的な施策については、必ずしも明確に計画的にきめておけるわけではございません。確かに、この法律にも第三条に「国の施策」という条項がございます。漁場の整備及び開発、漁業技術の向上等によつて、生産性の向上を図る」ということが掲げられておりますが、これは具体的な施策というよりもむしろ方向を示しておるものだと思います。ふうにわれわれは解釈しておるわけでありまして、し

たがいまして、今回出されました沿岸漁場整備開発法案につきましては、沿岸漁場の整備開発を推進して、水産物の供給の増大と沿岸漁業の安定的な発展に寄与することが現時点における緊急の課題になっておるといふような考え方から、沿岸漁場整備開発計画制度及び特定水産動物育成事業制度を実施しようということ、この基本法たる沿岸漁業等振興法の言うならば実施法というふうに解釈をいたしていただければ、かように考えておるわけでございます。

○中川(利)委員 沿岸漁業等振興法が基本法で、今回の新法がその実施法だということお話しであります。そうするといふいろいろな疑問があるわけですね。今回の新法は、一つは漁場の整備開発、もう一つは特定水産動物育成のための養殖、この二つの柱があるんだね。実施法がこれの二つの柱です。漁場整備はいいとしても、もう一つは特定水産動物の問題しかなないので、こんな実施法がありますか。法のたてまえからしても、実施法であるならば、まだまだもっと多面的でなければならぬわけですよ。そういう点で、これは法の不備だと私は思いますが、どうですか。

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま政務次官から御答弁がございましたように、沿岸漁業等振興法では、第三条の「国の施策」というところで、「国は、第一条の目的を達成するため、沿岸漁業等について、次の各号に掲げる事項に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。」ということ、その二といたしまして、「漁場の整備、漁場の整備及び開発、漁業技術の向上等によつて、生産性の向上を図る」ということが沿岸漁業振興の基本方針として書いてあるわけでございます。さらに、第五条は「財政上の措置等」なんでございますが、

また、政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。」という規定がございます。

そこで、こういった各号に書いてあることにつきまして、とにかく現在のわが国漁業の直面している状況から見ますと、最近、漁場の整備と、それから種苗の大量生産、その放流による栽培漁業の振興という点が非常に重点的に重要だということでございますので、それらの面につきましての法制的な手当てとして今般の法律を提案しておるということでございます。私どももいたしましては、沿岸漁業振興法と今般の法律との関係は基本法と実施法の関係であるというふうに考えておりました。その実施法も、この漁場整備及び育成水面という最近の新しい栽培漁業の進展に関連して出てきた問題についての法制上の措置をとる、こういうことでございます。

○中川(利)委員 振興法という基本法を受けた実施法がこれだと言ふ。しかも、漁場の開発はわかるように、もう一つは特定水産動物の育成事業ですね。これは何かというところ、クルマエビだとかガザミだとか、まず二つか三つしかないでしょう。実施法であるならば、それだけでなくともっとたくさん範囲があるはずなんです。この二つを無理に結び合わせてこれが法律だといつて出してくることは、法の体系からいいたしましても、つくり方からいいたしましても、これは何かおかしいなと思ふわけでありまして、あなたはこの法は全くまともなものだといふ御理解なんですか。次官から御答弁をいただきたい。

○渡辺(美)政府委員 ただいま中川委員がおっしゃいましたように、漁場の整備開発ということとはわかる。実際に漁場をどれくらいのことについては、これは実施法としてわかる。しかし、もう一つの柱

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十三号

昭和四十九年三月二十日

として、言うなら特定水産動物の育成事業というように柱があるんだが、そのほうはさっぱりだめじゃないか、クルマエビとマダイだけなのか、そいつの稚苗の大量生産と放流というだけで特定水産動物の育成事業にならぬじゃないか、と、こういう意味だろうと思いますが、しかし、現在のところ、このクルマエビ、マダイ等の稚苗の生産、放流というのは、瀬戸内海を中心として実際に行なわれている。四十九年度は、瀬戸内海、九州のほかに、日本海その他の諸地域において、適当地域を検討した上で十カ所ぐらい育成水面の個所を選定してやろうじゃないか、そして、これだけでもう終わらだというのではなくて、今後は各地域の要望をよく聞いて、それにこたえて稚苗の大量生産、放流の技術の開発を進めて、本事業の対象になるようなものは秋田県のほかにもっといろいろあるだろうから、それは知恵を拝借をして、それが適当だというようなものなどはひとつやっつけていこうじゃないか——どんなものがあるのか、私はしるうとよくわかりませんが、いろいろあるようであります。あと五つ、六つ、何か適当なものがあるようだけれども、いまの段階では、これが御推奨銘柄だとまでは農林省もはっきりと言う自信がまだないということなので、いい知恵を貸してもらって、この二つだけでなく、もっと多くのものについて稚苗の育成、放流というものをやっつけていこう、と、こういうふうに考えておるわけでございます。

○中川(利)委員 そんなことでしたなら、別に新法をつくらなくたって、第一次構造改善事業から第二次構造改善事業を引き続いてやっておるわけですから、これだつて十分間に合うでしょう。現にそういうふうでやってきたわけですね。だから、今回どうしても新法でなければならぬという必然性といえますか、そういうものは出てこないのですか、どうですか、次官。

○内村(良)政府委員 まず、最初に第一次構造改善事業をやってきた、それから現に第二次構造改善事業をやっておる、それで漁場の整備等は大体

いいんじゃないかということとは、確かにそういう面はございます。しかしながら、現在の漁業が直面している、特に栽培漁業の振興及び沿岸漁場の整備が必要だということに立って見ました場合に、第二次構造改善事業につきましては、先生御案内のように、第二次構造改善事業の要綱には、「本対策は、このような施策の一環として、一定の地域ごとに漁業者の自主的意向を尊重して樹立された統一的な計画に基づき、沿岸漁業生産の拡大、生産性の高い沿岸漁業経営の育成等構造改善に必要なる事業を総合的に有機的に実施しようとするものである。」と書いてあるわけでございます。そこで、今般の法律の考え方としては、第二次構造改善事業を現在やっております、これによって沿岸漁業の生産力はかなり上がるといふことは期待されるわけでございますが、しかし、国がさらにもう一歩力強くこの沿岸漁場の整備計画をやる、したがって、国が都道府県知事あるいは関係者の意見を聞きまして、これはあくまでも自主的な面も十分尊重しなければなりませんから、そういうことをしながら、一方国自身が一つの計画を立てて、それを閣議決定して基盤整備を大いに進展していこうということでございますから、従来の構造改善事業をさらに強力にやる、こういうふうなかつこうになつてくるわけでございます。

それから育成水面につきましては、これは法定する必要はないじゃないかというふうなお考えかもしれませんが、この事業は漁協等の内部的な申し合せとして行なわれる事業でございますが、漁場の総合的な利用を確保するという観点からいいますと、何らかの適切な一つの、規制ではございませんけれども、計画が必要である。

それから、さらに、利用料の徴収ができるようになっておりますけれども、その額、徴収方法が、非組合員である漁業者とかあるいは遊漁者にも課するわけでございますから、これがそれらの非組合員たる漁業者とかあるいは遊漁者を不当に制約するものであつてはならぬというふうなことを

もございまして、そういう観点から、これも法制的な措置が必要だということで、法制的措置を講じているわけでございます。

○中川(利)委員 第二次構造改善をもっと強めるものと、言い方はたいへんいいのです。そうすると、第二次構造改善ではどうしてもだめだった、失敗だった、これは十分行き届かなかったという、そういう結果が生まれて、これはどうして新法でなければならぬということになつたのですか。そつちが成功しておつたら問題はないはずなんです。

○内村(良)政府委員 先生御案内のように、第二次構造改善事業は現在進展中でございます。最初に四十六年度に指定したものが四十九年度に完成するということで、現在鋭意進展中でございます。二次構造のいろいろな成否について判定する段階にはございせん。一方、二次構造につきましては、かなり拠点主義的なやり方で、いま全国百八の地域をやるということになっております。そこで、今度の沿岸漁場整備計画に基づきます沿岸漁場の整備は、もっと広い範囲につきまして国が力を入れてやろうということでございます。二次構造が失敗だったというふうなことは私も全然考えておりませんし、そういうことは関係がないわけでございます。

○中川(利)委員 それなら次官に聞きますが、二次構造は関係ないと言われるが、ところが、この基本法である振興法は昭和三十八年にできていますね。それを十何年たつていまだ実施法をやるんだということは、これこそ怠慢じゃありませんか。十何年たつていますよ。いまは昭和四十九年ですからね。それをあなた方は、基本法は出したけれども、実施法はこうしてぶっ飛ばしておいた。これこそたいへん問題じゃないですか。どうですか、次官。

○渡辺(美)政府委員 そういうことではないのであります。これは実施法でございますが、いままでは構造改善事業そのほかのことをやってきました。方向を一つつくつて、部分的に構造改善事業というのをやっておるんだけれども、これを総合的に計画的に全体としてもっと進めていこうじゃないかというのが今度の法律のねらいでございます。したがって、沿岸漁場の整備開発計画制度というものをつくつた趣旨を考へていただければよいわけでありまして、この趣旨というのは、近年の沿岸漁場をめぐるきびしい情勢に対処して、水産物の供給の増大と沿岸漁業の安定的な発展をはかるために国が漁場の整備計画を作成する。そして、沿岸漁場の大規模な整備開発を総合的かつ計画的に進めようということでございます。ともかく、いままではいままででやってきました。ただ、いままででは基本的、計画的にやろうというところで、いままでは基本法だけつくつて何もやらなかったんじゃないかとおっしゃいます。が、そうじゃない。やっつけてはきておるんだが、もっと総合的、計画的にやるためにこの法律をこしらえようと、こういうふうな御理解をいただきたいと存じます。

○中川(利)委員 もっと総合的、計画的にやるために十何年もプランクがあつた、その間実施法をぶっつけてきたということですね。いま次官から新法をつくる国際的なあるいは国内的な要因のお話でございますが、そうすると、新法の目玉は一体何なのか、国際的な規制が強化されてきたからこれをつくつたのか、需給ギャップがなかなか埋まらないということとこれをつくつたのか、沿岸漁場の喪失がどんどん進行しておるということとつくつたのか。もっとよくということでありまして、それから、そういうふうにも考えられるわけですが、この新法の目玉はこの三つのうちの一体何に当てはまるのですか。

○渡辺(美)政府委員 それは、いま言ったような二つの大きな目玉があります。ただ、いまあなたがおっしゃつたように、国際的な事情というものはかなり変化をしております。大洋ではなかなか魚がとれないというふうな問題もある。一方、高級魚の需要も非常に多いということになれば、沿岸漁場を、手の入れ方によっては振興で

造改善事業というのをやっておるんだけれども、これを総合的に計画的に全体としてもっと進めていこうじゃないかというのが今度の法律のねらいでございます。したがって、沿岸漁場の整備開発計画制度というものをつくつた趣旨を考へていただければよいわけでありまして、この趣旨というのは、近年の沿岸漁場をめぐるきびしい情勢に対処して、水産物の供給の増大と沿岸漁業の安定的な発展をはかるために国が漁場の整備計画を作成する。そして、沿岸漁場の大規模な整備開発を総合的かつ計画的に進めようということでございます。ともかく、いままではいままででやってきました。ただ、いままででは基本的、計画的にやろうというところで、いままでは基本法だけつくつて何もやらなかったんじゃないかとおっしゃいます。が、そうじゃない。やっつけてはきておるんだが、もっと総合的、計画的にやるためにこの法律をこしらえようと、こういうふうな御理解をいただきたいと存じます。

きるのでありますから、もっと総合的、計画的に振興するための法律をこしらえてやるという事です。それは経済でありますから、国際の動きや何かに敏感に順応していくという事は当然なことではないかと私は思っております。

○中川(利)委員 そんなにすばらしい新法でありましたならば、それによって漁民の暮らしはこれからよくなるんですね。漁獲もふえるんですね。それをほっといてください。そういう見通しがちゃんとあってあなた方は出したということでしょう。

○渡辺(美)政府委員 ですから、先ほど来言っているように、今度水産三法を出しておるわけです。その中では、漁家が大型化すれば資金のワケも大きくしてやるのか、あるいは、災害補償等の問題についてもっと手厚くしてやるのか、また、稚魚を生産して放流するとかいうことで、魚というものがふえるようにすればとりやすくなるわけですから、この三つの法律がつくられて、これがうまく運用されれば、いまよりは必ずよくなる。常識的にもそういうことはだれでもわかると思うのです。

○中川(利)委員 そういふ特定の魚を放流して魚がふえれば、常識的にみれば景気がよくなるのだ、漁家のふところはよくなるんだとおっしゃるが、しかし、いまあなたがおっしゃったように、たとえば特定水産動物の育成に対して十カ所つくるとして、この十カ所の予算を聞いてみましたら百四十万円というのだ。百四十万円が十カ所ですから、千四百万円だ。そこで、日本の漁業がものすごい発展をするという保証はどこにあるのか。これは今年度だけで、来年からまた別にやるのだと言いかもしませんが、裏付けはこういう状況なんだ。日本の水産が、あなたのおっしゃるようなかつこうで、これで国際的に影響を及ぼすようなすばらしいものが現出してくるという根拠としては、農林次官の発言としてはいささかさびしいところじゃない、乏しいと言わなければならぬと思ひますが、どうでしょうか、次官。

○渡辺(美)政府委員 その部分だけを取り上げて、それだけじゃないというようにすることをおっしゃればいろいろな議論が出ると思いますが、この法案は三つでワンパッケージみたいなもので、それは三つそろってまます相乗的にその効果を発揮するといふふうにわれわれは考えておるわけです。したがって、四十九年度は確かに十カ所で、その管理費については少しの予算でございしますが、何も予算だけがくればならぬというわけじゃない。しかし、そのほかのところは予算がふえておるところはたくさんふえておるわけです。では、こういう法律はないほうがいいのか、あつたほうがいいのかという議論になってきてしまふわけですが、これだけのものでは、あなたから見ればまだ不十分だといふような御指摘はあるでしょうが、われわれとしても、これで完璧であつて、絶対にこれは直す必要はないといふようなことは全然考えていない。しかし、とりあえずこれくらいはものはつくらなければならぬということとで今度が始まつたわけでありまして、これだけで全部終わらだといふことでもなんでもないのです。これはいまよりもっとよくしようということとで、そういう情熱のもとにこれを始めたということとをあたたく御理解をいただきたい、かように考えます。

○中川(利)委員 あたたく理解することにはやぶさかではございませんけれども、それにしても、あまりにひどいじゃないか。そこで聞くけれども、あなたの言う二つの目玉のために、新法ではどれだけの予算を用意していらっしゃるのですか。

○内村(良)政府委員 沿岸漁場整備開発計画は、昨日も御答弁申し上げましたけれども、今年調査をいたしまして、計画をつくって、五十年を初年度といたしまして、五年計画くらいでやりたいという事で、現在鋭意努力しておるわけでございします。したがって、四十九年度の予算におきましては、調査費と、それからただいまお話しのごさいました育成水面の事業をやる管理費がござ

います。それ以外に育成水面の場合には種苗が必要だといふことで、その種苗につきましては、たとえば瀬戸内海のセンターでつくった種苗を国と県が補助してそういうところに持っていくって放流するとか、また、別の補助があるわけでございしますけれども、この事業の調査費と育成水面の管理費では約八千五百万円の予算を計上しております。

○中川(利)委員 何だかんだ言つても、八千五百万円を初年度として日本の漁業にたいへんすばらしい影響を与えるのだということなんですね。わかりました。

そこで、そういうすばらしいものでありますならば、特定水産動物の補助率なんかも一応ここで開いておいたほうがいいと思うのだ。百四十万円を十カ所国が出すというのだが、その補助率はどの程度のものなんでしょうか、この際お聞きしておきましょう。

○内村(良)政府委員 育成水面の事業の補助金は、県に対する補助率が二分の一、団体に対するものは三分の一でございします。

○中川(利)委員 いま、基本的なこの法案の性格についていろいろお聞きしたわけでありますが、ことしは海洋法会議がある予定ですが、二百海里説なんというものがいま出しておりまして、これが非常に有力なように伺っているのです。そうしますと、そういうものもがもし通ることになりますと、日本の沿岸漁業あるいは日本の漁獲にどのような影響を与えるか。これは皆さんのところで試算されていると思ひますから、この際御披露いただきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 海洋法会議の結果、将来の世界の漁業規制がどうなるかといふことは、現在まだ会議の前でございしますし、どういふ結論になるかわからない段階で明確なことを申し上げることはできないわけでございしますけれども、先生の御指摘のように、特に最近開発途上国を中心として、二百海里経済水域説といふようなことがかなり強く出ております。そこで、私どものほう

の試算で、一応外国距岸二百海里の中の水域で日本はどれぐらいの漁獲をあげているであろうかといふことを昭和四十六年の数字で計算いたしてみますと、約四百七十八万トンを外国距岸二百海里の水域で漁獲しております。しかしながら、海洋法会議の結果についてはどういふことになるかわからないわけでございしますが、このもの自身が全部なくなるというふうなことはあり得ないのではないかと、いふふうに考えているわけでございします。

○中川(利)委員 海洋法会議でどうなるかわからないからというお話しですが、確かにそのとおりです。しかし、水産庁はこれに対する試算も当然しておることだし、そこで私が聞きたい問題は、そういう内外の情勢を踏まえてみるに、いまの新法ではそれにある程度太刀打ちできるようなかまえといふものが全く見られないということですね。そういう内外情勢のきびしさを趣旨説明の中では云々しながら、新法自体の内容を見ると、そうした国際情勢のきびしさにこれがどれだけ太刀打ちできるようにやっているのかということが全く見られないが、そういう面の試算なりがございましたらば、承っておきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 まさに、そのような漁業の直面している客観情勢があればこそこの法案を提案しているわけでございします。と申しますのは、現在のが国の漁獲高でございしますが、四十七年の数字によりまして、沿岸漁業の漁獲高は全体の漁獲高の二五・四%でございします。それから沖合いと申しますと、中小漁業の漁獲高が四〇・八%、大規模漁業が三三・八%ということとでございします。そこで大規模漁業は遠洋漁業が多いわけでございしますが、今後の海洋法の動向いかにによりまして、一番影響を受けるのは遠洋漁業でございします。したがって、遠洋漁業の漁獲量が将来減ることが全くないといふことは言えないわけでございします。その場合に、沿岸漁業の場合にはわが国が完全に管理できる資源でございします。この沿岸漁業の振興、すなわち単に自然的資源の

保全をはかるだけではなしに、資源をふやしていかような栽培漁業の振興あるいは養殖の振興をはかるというところは、そういった客観情勢があればこそ必要でございまして、今般法案を提出している次第でございまして。

○中川(利)委員 そういいうりっぱなものだということをおい初めて伺ったわけですが、ところで、もう一つの柱の特定水産動物の育成事業であります。これは十カ所云々という話が先ほどありましたが、この十カ所については、いま皆さんが選定していらっしゃるのとは、どこでこのなか。そこら辺についてお聞きしたいと思うので。

○内村(良)政府委員 具体的にどこにするかというところはまだ決めておりません。現在いろいろ各県から希望を聞いております。しかし、事柄の性質から見て、大体瀬戸内海、それから一部日本海等の海面において行なうということになると思っております。

○中川(利)委員 各県から希望を聞いている段階だと言いますが、各県からどの程度の希望が来ているのか。

○内村(良)政府委員 いろいろの県から希望が来ております。たとえばクルマエビにつきましても申し上げますと、兵庫、石川、高知、山口、福岡、大分県というところ、それから、それからマダイにつきましても、広島県、大分県その他愛媛県、和歌山県、岡山県等においてはいろいろ検討中のごさいます。いづれにいたしましても、瀬戸内海それから九州、一部日本海、こういうことになるだろうと思っております。

○中川(利)委員 いろいろのところから来ているという話ですが、法案を審議するわけでありまして、そういう具体的なことをここへお出しになっていただかないことには困るわけで、それはまだ全きまではないことではあります。きまっていない段階でどういうところから具体的に来ているのかという資料は出していただいたほうが私たちも審議するために非常にいいこ

となわけてあります。それでなくても新聞なんかでは見ておられるわけですが、条文だけ出して中身がわからないということでは、私たちがなかなか容易に審議することができませんので、そこら辺については、たとえ決定しておらなくても資料として出すとか、こういうことについてはいかがでしょうか。

○内村(良)政府委員 予算が成立いたしましたから正式にいろいろきめるわけでございますけれども、ただいま申し上げましたような県からいろいろ要望が来しております。その他の県も検討中だと思っております。したがって、この段階で県の名前まであげて、国会の御審議のことでございますから、出す必要があればもちろん出しますけれども、各県との関係を考えて場合に、具体的に県名を出して御審議の参考にするかどうかという感じがちよつといたしております。なお検討してみたいと思っております。

○中川(利)委員 なお検討するということでありますが、私の手元にはいろいろのところから具体的な事例があがってきておるのです。たとえば育成水面の事例としては、広島県の倉橋町から倉橋本島と大島、小島と鈴鹿島を含んだ百二十万平方メートルの水面、これは水深が五十一メートルのところですが、ここからタイの養殖の問題でいろいろおたくのほうに申請が来ていると思うのです。しかし、ここでも四つの漁協の漁業権が入り組んで非常にわからなくなっている。調整がとれないという問題もあつたり、あるいはセツクくそういふものをつくっても、普通の釣りマニア、魚釣りのファンの連中が入ってきたときはどうしたらいいのとか、あるいは飼付け漁業権、つまりこつちでえさなり何やらやるわけですから、そういう点をあわせて設定できるようなルールをつくる方法はないだろうかとか、こういうようなことで具体的に私たちのほうへ問題提起があるわけですね。皆さんのところではいまこれから検討すると言われども、実際は、下のほうでこういうふうな問題があがってきている状況の中

では、検討することよりも、この法案審議の中へそういう状況を含めて御提出なさるほうが賢明ではなからうか、そのほうがいいのではないだろうか、このように私は思っていますので、あわせて重ねて御質問いたします。

○内村(良)政府委員 ただいま先生からお話しいたがございました。広島県の例は、私どものほうまでまだあがっていません。したがって、そういうようなケースがまだたくさんあるんじゃないかと思っております。この際私どものところまで届いていなくても、県名まで、場所まであがりますと、ただいま先生からお話しいたがございました。これは、自分たちのところは無視されているんじゃないかというふうな誤解も招くおそれがあると思っております。もうちよつと時間をかしていただきたいというふうに考えているわけでございます。

○中川(利)委員 いろいろ話してきましたが、この法律をつくるからいっしょに沿岸漁業が守られ、発展するというよりも、いまやなければならないことがまだたくさんあるんじゃないかというふうな感じが私はするわけですね。この法によって保護されるという部分と、いまの現状の沿岸のたとえば漁港その他で、さつそくでもやらなければならない既存漁港をどう守るかということ、あるいは漁場をどう守るかということ、こういう点を全部抜きにしてこの新法によって一切解決するというようなことは、新法の各条文から見ても、私は非常に疑問に思っています。

そこで、具体例として少しお聞きしたいわけですが、私は秋田県の人間でありまして、私のところに男鹿半島という固定公園がございます。この男鹿半島のつけ根に船越という漁業協同組合がございまして、組合員が九十七名おられます。ノリの養殖事業をやっているわけでありまして、大体、この辺の漁民の方々はもとと出かせぎ漁民でありまして、冬場はずっと出かせぎに行っておった。そういう状況ですが、いま、ノリの養殖を手がけましてから出かせぎをしなくてもいいようになってきた。たとえば一人で五十枚から

三百枚のノリ網を持って、全体で一萬五千枚のノリを生産しているわけですね。最近ようやく軌道に乗りまして、漁家の粗収入で二百万から四百万という状態に達してきておられるわけですね。ところが、御承知だと思いますが、列島改造計画路線に乗ったところの秋田湾の大規模工業開発が進みまして、木材コンビナートが船川にできたりして、その木がどんどんノリ網にぶつかって被害を与えているわけですね。輸入の外材量がふえることに比例して、流木によるノリ被害がふえております。それが昭和四十六年には約一千万円、四十七年には千三百万円、四十八年には千五百万円、四十九年には千六百万円の被害を与えているわけですね。木材輸入会社である日本通運あるいは地元の秋田海陸運送という会社と交渉をやっているけれども、一〇〇%補償されたためしがないということなんです。しかも、県当局ではこれに対して全く関知しないという態度をとっておられるわけがあります。

少し説明になりますが、ことは沖流し、つまりべた流しというものを始めたのに、十二月の流木で全くぶちこわしになってしまった。しかし、だからといって漁民は悲観しておらないですよ。一生懸命がんばって将来の展望を持っているのです。なぜかという、自分たちが一生懸命やれば見通しがあるんだということですね。国にも、県にも、十年間制度資金も何も一切の世話を見てもらわれないで、自分たちでいっしょにやっていると。そういう自信と確信がそうさせているのだと思っております。とりわけこのノリはスサビノリという種類のノリで、荒海の中ではあるわけですね。したがって病気にも強いということ、宮城県や岩手県や北海道はもとより、本場の三重県からさきも種網を買いに来るし、最近では秋田県の水産試験場もここから種苗を買っていく、こういう状況が生まれているのです。そこで、まずお聞きしたいことは、せつかく皆さん方が一生懸命やっているところに流木が流れてどんどんこわしていく。だれもそれを援助する

者はいない。自分たちの負担で被害を何とか食い
とめたり、補償の要求に行ったりするわけですが
れども、それが非常に不十分だ。こういう状態に
なっているわけでありますが、こういう事例を水
産庁は知っておりますか。

○内村(良)政府委員 承知しております。

○中川(利)委員 承知しております。承知
しておいたら、御指導なり何かしたことはござい
ますか。

○内村(良)政府委員 流木の所有者がはつきりし
ておる場合には、所有者に対して損害賠償を請求
すべき民事上の問題でございまして。したがいまし
て、水銀その他の場合にも、そういった問題は原
因者が補償するという原則があるわけですが、いま
して、水銀その他の場合にはなるべく県が仲に入
ってあつせんようにという指導をしております。
こういふケースにつきましても、それが非
常に大きな被害になってくるという場合には、県
に入つてもらつて合理的な補償の話し合いができ
るというようにするのが望ましいと思つておりま
す。ただ、具体的に幾らにするという裁定は県で
はできませんので、損害の補償の最終的な額につ
いては、やはり民事上の問題として決定されるべき
ものと思つております。

○中川(利)委員 こういうことは民事上の問題だ
ということ、当事者にまかせておる。当事者は
そのために大きい損害をこうむつておるわけがす
ね。これに対して県も、直接には私のほうは関係
ないんだということ、いまのお話したと、水産
庁も直接私のほうには関係ないんだということ
だ。しかし、ここに実態として、漁民が受けてい
る大きな被害というものの事実があるわけがす
ね。ですから、これに対しては何らかの指導なり
口添えなりを、相手は大会社ですから、あるい
は相手は漁民より強い立場のものでありますから、当然
民事上の責任だからその部分で解決せよというこ
とだけではなしに、一応御指導というかこうで
いろいろと助言して、皆さんの立場に立つて御指
導していただくということが大事じゃないかと思

うけれども、その点はどうか。

○内村(良)政府委員 私ども水産行政を担当して
おる者といましては、そういった産業と申し
ますか、工場の汚水の問題、あるいはたばこ
話のございまして流木の問題によつて漁民が非
常に損害を受けておるという場合は、基本的には
ただいま申し上げましたように民事上の問題とし
て取り扱われるべき問題ではございましてけれど
も、やはりそこで漁業者が迷惑しているというこ
ともございまして、そういった場合には県が
極力仲介に入るように指導はしております。現
に、水銀等につきましても、県が仲に入つてい
るやつてゐるケースもございまして。秋田のこと
につきましても、一般的な指導はそういうふう
に出しておりますが、なおよく県が実態を調査し
て、必要があれば指導するように指導したいと思
います。

○中川(利)委員 ひとつ、よろしく頼みますよ。

そこで、この感心な漁民の方々に對して国や水
産庁はどういうことをしたのか。一つの例を申し
ますと、たとえば区画漁業権ですね。一定の区画
の中で漁業を営むノリのような場合、この区画漁
業権は三年間で更新ということになるわけであり
ますが、秋田県の場合は、船越漁協の方々のノリ
養殖に對して、三年の実績があつても漁業権を認
めておらない。四年目にやつとしぶし認めたと
いうことがあるわけですね。しかも、その隣には
脇本という、やはり同じ漁民のおる漁協があるわ
けであります。おつ、あそこ船越もりつばな
成績をあげた、おれたちのほうもそれをまねして
ノリの養殖をやろうじゃないか、ということにな
りまして、その申請を県に出したら、県ではその
申請は受け付けてくれないというんだ。なぜそ
うなのか。せっかく漁民が自発的な力でそこまで
たどりつこうとして、またたどりつてゐるのに、
それを育てるんじやなくて、むしろうまくいけば
困るということで漁業権を認めないというふうな
やり方は問題だと思ひます。それについてはあな
たのほうで御指導を強くしていただかなければな

らないと思ひますが、どうでしょうか。

○内村(良)政府委員 漁業法の規定によりま
す。漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持
発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許
をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をして
も漁業調整その他公益に支障を及ぼさないこと
を認め、都道府県知事は当該水面につき漁場計
画を立て、漁業権の免許をしなければならぬとい
うことになっております。したがつて、単に埋
め立て計画が進められてゐるという理由で漁業権
の免許が行なわれないということはないわけでご
ざいます。

そこで、ただいま先生からお話のございま
した秋田県のケースにつきましても、実態はどうな
つておるか、私どものほうで県に照会したわけで
ございまして、県の報告によりますと、ただいま
申し上げました漁業法の規定に基づきまして、従
来から養殖の実績のある船越漁協については県が
漁業権の免許をしております。しかし、脇本漁協
の地先海岸につきましても、県当局の見解により
ますと、相当部分が岩礁なんだそうでございま
す。したがつて、ノリの種場の漁場としては適当
でなく、現在は免許してないということござ
います。私どももいたしましては、漁業権の免許
の問題につきましても、今後とも県とも十分協議
して、こういった問題についても沿岸漁業の振興
に支障のないようにやりたいと思つておりますけ
れども、県の見解では、どうもノリの種場漁場と
しては適さないところだということ、免許して
ないということになっております。

○中川(利)委員 その脇本地域というところは適
当じゃないから免許を与えてないというお話し
であります。現実ノリの養殖をやつておるわ
けですね。しかも、申請を受け付けておらないと
いうことですね。申請を受け付けて、そこで審査
して、漁民が納得する形で、ここはこうだからだめ
なんだというならまだ話はわかりますけれども、
申請を受け付けておらないということは、何かほ
かの意図があるんらともかく、妥当な指導のし

かたではないというふうに私は思ひますが、いか
がですか。

○内村(良)政府委員 漁業法によりま
す。計画を立てまして、それに基づいて免許するとい
うことになっておるわけでございます。したが
いまして、私どもとしては、受け付けてゐるか受け
付けていないか報告を受けておりませんので、な
お県に照会をいたしまして、遺憾のないようにし
たいと思つております。

○中川(利)委員 どうか、それも頼みますね。

この船越の場合ですけれども、これだけ一生懸
命やつて、これだけの成果があがつてゐるわけが
す。借りられないんですよ。貸してくれないん
で。そこで、市中銀行から三百万、五百万だ
といふノリ加工のいろいろな機械を買つてゐる
という事実があるんですね。これについても系統金
融機関のほうで尽力していただきたいわけであり
ます。外材の流木等の被害については強力に指
導するという話が先ほどありましたから、せめて
そういう金融問題についても指導を強化してい
たきたい。このことをお願いしたいわけですが、
これに對する御見解をお聞きしたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 漁協が信用事業をやつて
おります場合には、当然近代化資金は借りられる
わけでございます。それから、漁協によりましては
信用業務を行なつてゐない漁協もございまして、
その場合には、漁協が直接その原資を信連なり
自分の金でやるということではできませんので、農
林中金から資金を借りまして近代化資金を貸すとい
う制度になっております。したがつて、制
度といつたしましては、近代化資金が必ず借りられ
るというたてまえになっておりますけれども、信用
事業をやつてゐない漁協の場合にはいろいろ問
題がある面もございまして、遺憾のないように
その点についても指導したいと思つております。
○中川(利)委員 このほんとうの理由なり原因に
ついては、私はあとで申し上げたいと思ひます。
次に、漁港の問題ですけれども、八郎潟の周辺

に江川という漁港があるのですが、この江川地区の漁港というのは、八郎潟を干拓したために代替漁港としてつくったところなんですね。ところが、つくられた当時の十年前の状況では、漁港そのものは百年間保証つきの設計だと言っているのです。ところが、ショートカットしたところによって、毎年流砂がどんどん入り込んでくるので、せんだつての地元の新聞を見ても、「しけのたびに流砂被害 船越水道の船入れ場」埋まの恐れも十分 本腰上げぬ国や市」という見出しの写真入りの記事が出ていますが、漁民が非常に難渋しておるわけですね。これは国が、農林省が、特に八郎潟干拓をして代替をつくってやっただけで、経緯もありますが、現在、昭和三十八年に事業団から男鹿市に移管になっており、干拓工事の原因でこういう状況が生まれ、引き続いて起きます。漁民に損害を与えているというところから、何度かにおたりまして東北農政局に陳情に行つて、国の責任で何とかしてもらえないだろうかというのを要請しておつたわけですが、まだ実現していません、非常に困つてゐる。こういうことでありますが、さっそく水産庁のほうで実情を御調査の上しかるべき措置をしておられるかどうか、お答えいただきたいと思つてゐるのです。

○内村(良)政府委員 県ともよく相談いたしまして、しかるべく措置をしたいと思つております。
○中川(利)委員 これもよろしく頼みます。同時に、漁港といつた第一種漁港にもなつていないんですね。そういう点で、みんな成績をあげて、そして有望で、張り切つてがんばればわかれは魚でめし食えるんだ、出かせぎしなくてもいいんだという自信を持っているから、それを前向きで育てようとなつてやつていただかなければならぬんですね、そういう第一種漁港にしていただくことやら、漁港の修築等についてもいろいろめんどろを見てあげていただきたい。第一種漁港に該当するわけでありまして、その点でされば極力がんばつていただきたいが、この点を

重ねてお聞きしたいと思つてゐるのです。

○内村(良)政府委員 漁港を第一種漁港にするかどうかにつきましては、いろいろ基準その他の問題もございまして、ここで簡単にそういたしますというのを答えてできる性質の問題ではございませんが、なおよく検討してみたいと思つてゐます。
○中川(利)委員 それで、おかしなことに、秋田県の状態を見ますと、県の水産課長さんが太鼓判を押して、この数年間でどんどん発展している漁港は、いま言つた江川だとかあるいは船越だとか、ああいうところが発展していると言つてゐる。つまり、あまり県にめんどろを見てもらえなかつたところとか、国にめんどろを見てもらえなかつたところ、そういうところで独自に漁民の皆さんががんばつて前向きに発展しているという状況があるわけでありまして、そのことをとがめるのじゃなくて、そういう点について、あらためて認識を直して御指導していただきたいと思つてゐるわけでありまして。

そこで、今回の法案とも関連するわけでありまして、浅海漁場開発の問題について私はいろいろお伺いしたいと思つてゐるわけですが、日本海の中で、男鹿半島の突端に戸賀湾というのがございまして、この戸賀湾を浅海漁場開発のために政府がいろいろ御援助なさつてゐるというのを聞いておられるわけでありまして、簡単にその経過を御説明いただきたいと思つてゐます。

○内村(良)政府委員 第一次構造改善事業でやつた事業でございまして、そのこまかい内容につきましては、実は質問のあれがございまして、その中で、資料はちよつと持つてきておられます。

○中川(利)委員 この戸賀湾は、昭和四十二年から四十七年にかけて調査を行ない、四十八年、去年から五十一年にかけて四カ年計画で総計十億円をかけて消波堤をつくる、漁港を整備する、漁場を整備する、こういう計画で水産庁がいろいろ御指導なり財政的な裏づけ、援助をもつてやられてゐる事業なわけでありまして、そこでお聞きしたいのは、このような戸賀湾の

浅海漁場開発によつて恩恵を受けるのは一体だれなんだということですね。戸賀の漁民なのか、それともほかの人のか、そこら辺について御見解のほどを承りたいと思つてゐます。

○内村(良)政府委員 ただいま一次と申し上げましたけれども、一次の後半から二次にかけてやる計画でございまして、事業調査費は四十六年が五百万、それから四十七年が八百万、こういうことになっておられます。

利益を受けるのはだれかというお話でございまして、当然その地区の沿岸漁民が利益を受ける、こういうことになると思つてゐます。

○中川(利)委員 私はここに昭和四十八年三月に秋田県が出した「戸賀湾の浅海漁場開発調査事業報告書」というものを持つておるわけですが、それによつて水産庁をはじめ関係機関のご指導とご協力のもとに基本調査を終り、実施設計にもつき着いて、四十八年度から工事を実施する運びになりました。と書いてあるわけですね。そこで、この浅海漁場開発を行なうということはいへん、いへん、だと思つてゐるわけですが、ただ問題は、ここでだれがどのように恩恵を受けるのか、一体だれがここで漁業を営むのかということが一つ気になります。

いまあなたから、地元の方々、つまり戸賀の漁民が恩恵を受けるのだというお話がございまして、そうではないのです。なぜかといふと、たいへんなことがこれには書いてあるのです。「戸賀湾に導入する漁業者については、秋田湾地区大規模工業開発によつて漁場を喪失する者の一部代替漁場として活用させる」ということが書いてあるのです。つまり、先ほど申し上げました船越だとか、江川だとか、その他のこれから伸びるというところのあれを全部なくして、この連中の漁場なり漁港なりをつぶして、その戸賀湾に一部を集中させて、あとは切り捨てる、こういうことを水産庁が指導した浅海漁場開発調査事業報告書にちゃんと書いてあるのです。これは大問題だと思つてゐるわけですが、どうですか、こういうことを御存じですか。

○内村(良)政府委員 先生御案内のように、浅海漁場開発事業につきましては、漁場の外郭、消波堤の設置、しゅんせつをして、海水交流の促進のための水路を掘つたり、それに関連する施設を整備していくというものでございまして、したがって、そういったことによつて漁場の生産力が非常に上がつていくということは、過去のいろいろな事業の成果を見てもはつきりしておるわけでございます。そういう事業によつてその地区の沿岸漁民が利益を受けるということは先ほど申し上げたとおりでございます。

なお、そういった地区に漁場を喪失した他からの沿岸漁民に移つてもらうということも計画の一つに入つておるということは、私、実は、必ずしもつまびらかにしておりませんでしたけれども、そういったことも、生産力に余力が出てくれば、県としては、県の行政として当然考えることはあるのではないかと思つてゐます。

○中川(利)委員 だから、私が申し上げたいのは、いま沿岸漁業をどう守るかというところは、いま工業優先の中でどんどん埋め立てられておられます。秋田湾の大規模工業開発計画というのは、五千ヘクタールの海面を埋め立てするということです。そこへ鉄鋼だとか石油だとかいう大企業を持つてくるという計画なんですね。そういうものに対して全く無抵抗で、むしろそれを前提として浅海漁業のいろいろな計画を立てるとするならば、水産庁はこういう大企業の工業進出に対して、つまり海面荒らしに対して、一枚かんだ役割りを果たしているのじゃないか。あなたは先ほど、船越漁港については一種にするということも検討しなければならぬと言つた。しかし、そういうことを検討しなければならぬと言ひながら、また、ノリの養殖をやつておる船越の人たちがこれから見通しを持つておるのだと言ひながら、こういうものがつぶされていくという計画が水産庁が協力してつくつた計画の中に入つてゐるということ。これでどうして沿岸漁業が守られていくのかということ、この根本問題を離れてどこに沿

岸漁業の発展策があるのかということですね。この点について、これはあなたのほうには大きい責任があると思いますので、農林次官から御答弁いただきたいと思うのです。

○内村(良)政府委員 第一次構造改善事業と第二次構造改善事業とや違う点は、第二次構造改善事業の場合にはいわゆる拠点主義をとって、同時に、知事が計画をつくり出す場合に、他の産業と申しますか、工業との調整を考えると、このことを言っているわけでございます。と申しますのは、漁業の立場から見れば、どの漁場がつかえていくというところは確かに問題でございますけれども、また、一方、日本経済の現状から考えますと、そういったこともやらなければならぬ面もあるわけでございます。したがって、そういった産業開発と申しますか、埋め立て事業と漁業との調整をはかると、一方、拠点的に漁業を育成するところは育成するといふ考え方が第二次構造改善事業の考え方の中に入っているわけでございまして、したがって、二次構の中でそういった問題を全然扱えないということにはなっておりませんので、県は県の中のいろいろな産業開発と漁業との調整といふことを考えてそういった措置をとったのだと思ひます。

○中川(利)委員 県がそういう措置をとったものだと思うといふことでありますが、水産庁はいやしくも魚を守り漁民を守る総元締めなんだね。国がどことん開発する、埋め立てをするといふことに對して、その計画の中に水産庁も一枚入って、その分を除外して拠点的にやっていくことについて賛成しているという事実、この中で日本の沿岸漁業はどことんすたれてきたのだらうと思うのです。まして、いまお話ししたように、船越だとか、江川だとか、その他の漁協の方々がせつなくいま希望を見出して、三重県からさえもノリの種を買いに來たり、県の水産試験場も買いに來たり、そういう状態になつて、粗収入も出かせぎに行かなくなつていだけになつていけるのに、それはいまつぶすことについて、代替漁港をやるか

らいいのじゃないかという。しかも、場所はずつと離れていきますね。しかも、それも、その漁民が全部行けるのじゃないかと、一部の方にそれを差し上げる。あとの人はどうなるのかというところは、何も書いてないのです。これはいまの沿岸漁業の根本的な問題であらうと私は思うのですが、とりあえずこれは自分の地元のことでありますので私は黙っておれないです。水産庁の責任が当然問われなければならぬと思うのですが、この点について重ねてお聞きしたいと思うのです。

○内村(良)政府委員 私どももいたしまして、埋め立て工事によつて沿岸漁業の漁場が喪失されていくということは非常に遺憾なことだと思つております。と申しまして、一方、国全体の産業開発という点から考えれば埋め立て事業もある程度やらなければならぬ面があるといふこともまた事実だと思ひます。そこでそういった点の調整をはかるといふ意味から、二次構の計画をつくるときには、そういった他産業との調整を十分考えてつくるといふことにしているわけでございまして、埋め立てが無計画に進むことは、もちろんこれは全く好ましくございせんし、水産庁といたしましては、そういった無計画な埋め立ての進行に對してはいろいろと関係方面に話をするといふことをやっておりますけれども、ある程度計画的に漁業と産業開発との調整をはかっていくといふことは、国民経済の現状から見て妥当なではないかといふふうに考へておるわけでございまして。

○中川(利)委員 いま男鹿半島の六つの漁協といふか、漁港といふか、そのうち三つがつぶされようとしてゐる。しかも、秋田湾といふものもございまして、これは広大なすばらしい湾なんですね。そこへ五千ヘクタールの埋め立て地をつくる。五千ヘクタールといふのはものすごい面積だと思ひます。あの例の鹿島コンビナートでさえも一千ヘクタールなんです。五千ヘクタールものものを埋め立てするといふことになる、魚族の資源は一体どうなるかといふことが水産庁の中で大問題になつて、そういう大問題をいろいろと

集約した中でこうだといふ経過があるならともかく、何にもその経過がなくて、県がそういう方針であれば当然そういうこともあり得るという一べんのあなたの御答弁では私は全く納得できないと思ひます。

○内村(良)政府委員 県がいろいろ県内の事情を考へましてそのような計画を立ててきて、私どもに協議をしてまいつたわけでございまして、私どもで、私どももいたしましては、秋田県の現状から考へて、そういったことが秋田県自体の経済の発展にもなるのではないかと、この観点を考慮したわけでございまして。

○中川(利)委員 あなたは秋田県の現状から考へるといふ人じゃなくて、水産行政をどう守るかという立場からものを考へなければならぬ人じゃないですか。秋田県から言つてきたから、当然それは県が必要だろつと思つて私はそつくり賛成しましたといふことだつたら、水産庁なんか要らないじゃないですか。何のために水産庁があるのですか。水産庁だつたら、水産行政をどう守るかという立場から十分あなたは何を考へるべきです。五千ヘクタールも埋められるのですよ。これに對して論議の齟齬も何もなくて、そういうことで日本の水産行政や沿岸漁業を守ることができまうか。このことを私は聞いてゐるのです。

○内村(良)政府委員 私どもは水産行政を担当する者といまして、日本の水産業の発展、振興のためにベストを尽くさなければならぬことには、ただいま先生からおっしゃいましたとおりでございまして、私どももそのつもりで仕事を担当してゐるわけでございまして。しかし、他産業の発展と漁業との調整といふ問題は秋田県の県民の所得の問題とも関係がございまして、県の産業振興その他の問題とも関係があるわけでございまして。したがって、県が考へておることに対して水産庁はこうだと言つて、沿岸漁業のために埋め立ては絶対やってはいかぬといふことを言うことは行き過ぎではないか、そこは県の行政の実態、県の経済、それから日本の経済、水産業との

調整といふことを考へて行政をすべきものである、こういうふうに私は思つております。

○中川(利)委員 県の実態については、私は県人です、県民に責任を負う立場の者がこう言つてゐるのですからね。あなたの言う県といふのは、県当局の話でしょう。私は県民の立場からものを言つてゐるのです。だから、たとえ他産業との関連云々と言つたところで、五千ヘクタールものものを埋め立てるにあつて、地元が、そういう計画だからしようがないといふことで簡単に納得するかどうか。それだけの埋め立てが漁業資源にどれだけの影響を与えるかといふデータとか、いろいろなものをもつて、その結論として同意したかどうかといふことがこの際問題だと思ひます。が、そういう蓄積なり論議の経過が一体あるのですか、ないのですか。

○内村(良)政府委員 県の計画は出ております。それについて協議を受けておるわけでございまして、ただ、どこを埋め立てるかといふことは、県から水産庁のほうに報告がまだ来ていないわけでございまして。

○中川(利)委員 水産庁もよくよくなめられています。計画は五年も六年も前から発表されていまして、どこを埋めめるかといふ図面も持たないで、何であなたは賛成したのですか。水産庁の御指導で、と、ちゃんと書いてあるでしょう。水産庁が金を出しておるのではありません。その図面も何もわからないで、五千ヘクタールが埋められるのかどうか、何もわからないであなたは賛成するのですか。冗談じゃない。

○内村(良)政府委員 浅海開発事業をやつてゐる地域と埋め立てる地域とは違つたわけでございまして、したがって、私どものほうは十分いろいろなデータをもつてやつてゐるわけでございまして、埋め立てにつきますといふ計画で、その結果一部の沿岸漁民はそこに移るといふ計画で、その事業が完成してからその辺は検討しなければならぬ問題もあるといふことで、埋め立てについては必ずしも

十分なるデータは県からもらっていないというところになっております。

○中川(利)委員 水産庁の指導の中でやったのだから、これはいまの答えでいいでしょうが、そうすると問題は、秋田湾を五千ヘクタールも埋め立てることについて、あなたのほうには計画書も来ておられないし、図面もわからないし、そのためにどれだけ漁業資源に影響を与えるのかということにも何にも関係ないということなんだ。そうすると、水産庁は関係ないということなんだ。こんなことで沿岸漁業を守れるかと聞いているのです。

○内村(良)政府委員 埋め立ての免許を出しますのは知事でございます。埋め立てをします場合に、当該地域の漁業との関係あるいは漁民に対する補償その他を考へることは当然でございます。したがって、それについていろいろ問題があれば水産庁に協議していただくと思います。ただ、知事が県の行政の責任者としていたしまして、県のためにそれが一番いいのだということと判断してやっていると、県のことであれば、私どももいたしましては、県のそういった行政責任者の立場は尊重しなければならぬということになるわけでございまして、もちろん、水産行政全体の立場から私どもは関心があるわけでございますが、県からそれをどうしようかという相談があった場合には、水産庁として直接的な問題として取り上げることができ、こういうことになるわけでございまして。

○中川(利)委員 私、この前の荒勝水産庁長官のところへ、その関係漁民を連れてどうかしてくれと何回も行ってはいます。たとえば男鹿の船川というところに日本鮎業という会社が新たに埋め立てしているのです。このことをやればみんな住民は困るからということも含めて、荒勝さん時代に陳情にも行っているのです。そうしたら、どう言ったかという、それは水産庁は関係ないと言った。それは漁業法が何かによって、三分の二の漁民の反対があればなかなか埋め

立てすることはできないのだが、水産庁は、そのように沿岸漁業自体に対する影響がたいへんという状況が明らかになっても、これに対しては指導も何もしない。こういうあり方が今日の沿岸漁業の衰退をもたらした大きな原因じゃないかと思えます。したがって、それでいいのかどうかというところを含めて、農林次官からお聞きしたいと思えます。

○渡辺(美)政府委員 法制上、埋め立て問題等について水産庁が権限をもって発言することはあまりできないということになっております。したがって、今度は、こういうような整備計画等をつくれば、当然その計画については農林省と相談することになるから、やはり、その足がかりにもなるし、この法律を通せばいよいよは発言権があるということになるわけであります。

また、各県の知事の権限内で行なわれたことについて、水産行政とたいへん重大な衝突をするようなことについては、農林省は当然行政指導をいたしますが、法制上、水産の関係の許可権その他相当大幅に知事に権限を委譲してありますから、その中で知事が住民の意思を聞き、県の議会の意見も聞いて行なうことまで一々こまかいことを農林省がくちばしをいれるというのはいかがなものであるかと思えます。地方自治体がそれぞれの権限をもって独立して権限委譲をされてやっておる点については、それはそれなりに、地方自治の自主性というものもある程度尊重しなければならぬと思っております。ですから、あなたのおっしゃるような問題はむしろ秋田県議会で大いに取り上げてもらったほうがもっと効果的であらうというふうに考えます。

○中川(利)委員 そうすると、水産庁は要らないわけだ。県会だけでやれば、あとは水産庁は何も役に立たないということをおっしゃった。あなたな気がしますが、それはともかくとして、あなたは、この法案が通ればいままでもよりも発言権があるというようにおっしゃいます。それなり理由らしいことを言いましたが、私はちょっと

聞き漏らしたので、どういう意味でどういうものに対していままでもより発言権が強くなるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思えます。

○渡辺(美)政府委員 それは漁場の整備計画等いろいろのこしらえるわけですから、全体的な基本計画をつくるし、県からもいろいろの計画を聞いて一緒につくっていくわけです。だから、その計画が農林省に無断でつぶされていくようなことはあり得ない。そういう点において、農林省は県との間でもっと密接な連絡がとれるし、法制上、行政指導上そういうことがやりよくなるという意味でもっと発言権が出てくる、こう言ったのです。

○中川(利)委員 たいしたことはないね。そこで、では、話を次に進めさせていただきます。

男鹿に秋田県の水産試験場がございまして。この同じ戸賀というところに水産試験場の戸賀分室というのがあるわけですが、これは第一次構造改善事業で、昭和四十一年に日本海最初の種苗センターとして皆さんの手によってつくられたものです。これは今日県に移管されました水産試験場ということになっているわけですが、この人員は、本所、分室を含めまして、全部で三十八名おられます。技官、技師が二十八、補助が五、事務員が四ですね。この予算で、種苗の生産の状況を見ますと、増養殖研究が三百万円なんだ。種苗生産研究が二百三十二万円なんです。両方合わせて五百三十二万円です。浅海漁場開発だとか言って、すさまじいかけ声で国がつくった日本海初めての種苗センターなんというところの中身がこういうことなんですね。ところが、この五百三十二万円という研究費の中でも、半分以上が歳入費ですね。物を売った金をちゃんとそこへ組んであるわけですね。歳入費を組んであるわけですね。こういう貧弱な状況でございます。問題は、国の立場からいいますと、どうせいまは県のほうへ移管したんだからおれは知らないと言いかもわかりませんけれども、そういうことではありませんね。そして、県内のいろいろな漁協から、

アワビの稚貝とかいろいろな注文が来ます。去年なんかの話によりますと十五万個の申し込みが来たそうですけれども、実際需要にこたえることができたのはわずか三万個だということです。しょうがないから、あとは他県から高いものをどんどん買っているという状況が現実の姿なんです。こういう状況に対しては、県まかせということではなくて、県もいろいろ都合があるでしょうし、国も責任をもつてやったといういきさつ、経過もありました。もう少し実のある、恥ずかしいくないような状況に御指導なり御援助をいただきたいというのが地元や私たちの意見なわけですが、どうでございましょうか。

○内村(良)政府委員 県の水産試験場の場合には、責任は県が負っておるわけでございまして、国といたしましては、都道府県が行なう水産試験場の試験研究に對しまして援助をしておるわけでございまして。これは国全体の数字でございますが、四十八年度は一億二千五百萬円の助成をいたしまして、四十九年度はさらに一億三千四百萬円の助成をすることになっております。どういふものに助成をするかと申しますと、試験研究でございますから特定の試験研究——まあことはこういふ課題をひとつやろうじゃないかというようなことについての総合助成と、それから特定の技術開発に対する助成というふうなことで助成措置を行なっております。その他、海況調査に対する助成を行なっております。

それで、秋田県の水産試験場につきましては、四十八年度約九萬圓の助成をしておりますが、四十九年度、これはまだ予定でございまして確定はしておりませんが、指定調査といたしまして、マダイの種苗生産技術に対する補助金を五十萬圓、それから漁況調査に対する助成を百萬元出そうと思っております。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
それから、人工のアワビの種苗の育成でございしますが、これにつきましても国は関係の県の試験場の助成をしておりますけれども、現在のところ

秋田県は助成の対象になっておりません。その他
の県で助成をいたしましてつくり出しました技術
をまたそこで活用していくことではないかとい
うことではないかといふことで、試験研究自体につ
きましては秋田県は入っておりません。他の茨城、千
葉、神奈川の三県でそういった研究をさせるとい
うことになっております。

○中川(利)委員 あなたはいろいろおっしゃいま
したが、何ほ何でも、とにかく国がつくった日本
海で初めてのモデル的なものとしての種苗センタ
ーの身が五百三十二万円で、これが魚類増殖の
企業化資金のすべてだ。しかも、この中身の半
分以上の六〇％は、四十八年度予算で言いますと
歳入費なんですね。こういうことでは、秋田県の
責任だと言いがた、それでは済まされない日
本の水産行政の全体の姿をそこに見るような気
が私にはするわけですね。今度の法案でも、十
カ所の特定水産動物のそれが一カ所百四十万円
で、十カ所千四百万円しかないんだ。その程度
のもので、法律でございまして、日本の沿岸漁業は
これによって一定の方向を切り開く力がございま
すなんていうことは、もちろん漁場整備の問題も
ありまして、秋田県のことばで言いますと、けねとい
うかな、かいしうもないといふことばがあるわけ
ですが、全体としてそういうことであるわけであ
ります。

そこで、水産庁全体の予算もたいへん少のう
ございまして、これでいいのかというところを
結論的に私はお伺いし直さなければならぬとい
うこと、自分でも間い直ししなければならぬとい
うこと、すけれども、長官、どうですか。

○内村(良)政府委員 先ほどから繰り返して申し
上げておりますように、昨今の日本漁業が直面し
ている問題から考えますと、国民食料の安定的供
給確保、特に動物たん白質の確保という点から見
ましても、沿岸漁業の振興といふことは非常に大
事なことではございます。そこで法案を提案いたし
まして、御審議をお願いしているわけではござい

すが、と同時に、私どももいたしましては、もっ
と予算をふやしたいと思っております。現在、
水産庁の予算は国全体の予算の〇・五％でござ
います。これをもう少しふやしたいと思っておりま
すので、今後一その予算面の拡充については努力
したいと思っております。

○中川(利)委員 まあ、何を見まして、これぞ
といったものが水産行政の中に見当たらないとい
うことは私もさびしいです。あなたは今度新しい
長官になったわけですから、水産庁の役人の人々
を含めて、もっと生き生きと働いて、働いたこと
がすぐ効果が出るような、また、漁民がそれによ
ってあふあふしたなと思えるような状況をこの際
あなたの手によってぜひともつくり上げていただ
きたい、われわれもそれについては側面から御援
助するのにはやぶさかではないわけでありませう。
時間もそろそろ参りましたので結論に入ります。
であります。ちよと先ほど聞き落としたこと
が一つあります。それは特定水産動物育成事業で
あります。これを今度本格的にやるといいますし
ても、先ほど言いましたように、クルマエビと
あとかがあるのですか。いま日本で開発できるも
のはタイグライのみのじゃありませんか。ガザミ
は、それだって自信がないという状況だと思われ
ますが、先ほど言ったように、これでははなはだ
心もとないという感じがいたします。そこで、
そこら辺の確信のほど、あるいは見通しのほどを
お知らせいただきたいと思います。

○内村(良)政府委員 十五年ぐらい前に日本でク
ルマエビの人工ふ化と、それに基づく放流等のこ
とが始まったわけではございますが、当時、今日ま
でにこれほど事業として確立するとは何びとも思
わなかったと思ひます。現在、クルマエビ、マダ
イ、ガザミぐらひは、大量の種苗の生産と放流の
試験その他をもつて、これは事業的にできるとい
う自信をすでに持っております。そこで、今後、
栽培漁業の伸展といふことを考えました場合に
は、国内で需要の強い水産物、魚類について栽培
漁業を拡大していかなければならぬ。それはいま

すぐには何であるかといふことは、技術的な問題
でもございまして、なかなかむずかしい問題で
ございます。カレイとか、ヒラメとか、そういう
たものまで栽培漁業の対象の中に入ってくるとい
うことになってくれば、栽培漁業といふものはず
いぶん広くなってくるのじゃないかと思ひます。
したがひまして、私どももいたしましては、そう
いったクルマエビ、マダイ、ガザミ以外の魚類に
つきましても、栽培漁業のベースに乗ってくるよ
うな試験研究といふものを大いにやらなきやなら
ぬといふふうに考えているところでございませう。

○中川(利)委員 あなたのほうの特定水産動物と
いふのは、つまり、第一種共同漁業権の対象とな
るような、そういう底棲性の魚なのか、そこら辺
を泳いでいる一定の魚なのか、それとも浮き魚が
含まれている魚なのか、そこら辺はどっちなんだ
ですか。

○内村(良)政府委員 放流しました場合に、たと
えば、放流した結果、泳いでどこか非常に遠くへ
行ってしまふというふうなものには対象になりま
せんけれども、大部分の魚種といふものは、放流す
ればその海域で生きており、それを大きくしてと
ろうといふのが育成水面のねらいでございませう。
したがひまして、放流した結果四散してしまふと
いうようなものは対象にならないわけではござい
ますけれども、相当の歩どまりがあるといふもの
について考えたい、このように思っております。

それから、水産植物等につきましては、第一種
漁業権の対象になっておりますので、漁業権行使
規則その他で、それは同じような効果が發揮でき
るかどうかで除いてあるわけではございまして、
相当の歩どまりがあるといふものを対象にしたい
と思っております。

○中川(利)委員 特定水産動物を特に育成する、
そこへ放流するといふことになりまして、従来の
底棲性の魚と生存の場所を奪い合うという結果に
なるわけですね。あるいはそのことが生態系その
ものに変化を与えていく、ほかの魚の生存そのも

のに脅威を与えていくといふたいへんなことにな
らないかといふことをひそかに心配するわけであ
ります。この点はどうでしょうか。

○内村(良)政府委員 そういった問題が全然ない
とは私も申し上げられないと思ひます。ただ、現
在までのいろいろな知見によりまして、瀬戸内海
でもとにかくクルマエビ自体がふえていく。これ
は自然のものもふえていくのではないのかとい
うようなことも考えられるわけではございませう。

○中川(利)委員 私は、昨年の漁業白書に対して
本会議でも質問しているわけでありませうが、そ
の際も御指摘申し上げたと思うのでございませう、日
本の沿岸漁業をそういう局部局部にいろいろな施
策をすることは決して悪いとは言いませんけれど
も、いまの大企業の埋め立てのような、こういう
ものに根本的に手をつけなければ、あなたが一生
懸命やっても、次から次へとだめになっていくわ
けですね。そういう点で、水産庁は、埋め立ては
おれのほうには関係ない、おれのほうはその計画
の中でもない、つまり、残地農業論といふことが列
島改造論の中にありますけれども、余り地農業の
かわりにあなたのほうで、埋め立てをしたあと
の残り余り地漁業をやる。漁港でもみんな代替
港を余ったところにつくって、そこで何か細々と
やる。こういう筋書きになっておるようには思
うのです。その限りでは前向きな漁業発展は出
てこない。だから、こういう漁業と最も敵対する
むやみやたらな工業開発が妥当かどうか。あなた
はいま五千ヘクタール埋められる秋田湾の話をし
ましたけれども、これが妥当かどうかといふこと
だつて、当然水産庁として苦情を出していとい
うこと、私は思ひます。そういうことに全然触
れないで漁業を進展させると言つたつて発展でき
ないと思ひます。

いろいろと法案を出してきていますけれども、
この問題に対してあなたは何か考えておるのか。
内村さん、あなたは水産庁長官としてほんとう
に責任を果たしているのか。あなたも政府の役人
ですからなかなか言いにくいことでもあると思ひ

ますが、しかし、これは根本的に考えなければいけないというふうに私は思うのですが、この点について御所見を承りたいと思います。

○内村(良)政府委員 先ほども申し上げましたように、私どももいたしましては、日本の水産業の発展のために大いに行政的な力をいたさなければならぬというのには当然でございます。その場合に、埋め立ての問題が、漁場汚染の問題あるいは漁場喪失の問題とから見て重大問題だというのが先生のおっしゃるのとおりでございます。しかし、一方、水産行政も国の行政の一環でございますから、他の行政との調整をはかり、その中において水産業の利益を十分に守っていくという態度でやりたいと思います。何が何でも埋め立ては絶対反対、一切反対という立場ではできない面が行政としてはやはりあるわけでございまして、その点につきましては、二次構におきまして十分調整をするように配慮されておりますが、なお今後十分そういう点に配慮して行政を進めたいというふうに考えておるわけでございます。

○中川(利)委員 何が何でも絶対反対せよというのではないのです。漁民が直接それによつて被害を受け漁港を奪われるという現実があるにもかかわらず、あなたのほうでは、埋め立ては私のほうは関係ないのだ、たれ流しは関係ないのだと言う。漁民はその中に含まれていくのですから、この漁民をどうするかということですね。漁場がなくなれば漁民は困るわけですからね。そういう点でもう一步突っ込んだ手を差し伸べない限り、幾ら新法をつくっても、絵にかいたもちになるということを私は申し上げたわけであつて、漁民がその中にいるのですから、この観点についての御決意をもう一回伺ひして私の質問は終わります。

○内村(良)政府委員 そこに漁民がいるとおっしゃいました先生のおことばもそのとおりだと思います。そこで漁業権の消滅の問題になるわけでございますが、その場合には漁業者の意思というものはいろいろな形で反映できることに制度上なつております。しかし、よりもっと大きな立場から調整すべきではないかというお話しでございますが、私どももいたしましては、現地の漁民の意向が第一に尊重されるべきであり、さらにそれをいろいろな形で行政的に指示していくというのが水産庁の行政推進の基本的立場だと思つております。○山崎(平)委員長代理 この際、午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後一時十八分開議

○仮谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。林孝矩君。

○林(孝)委員 ただいま上程されております法案に對して質問するわけでありますが、最初に、水産物の国民食料に占める地位に關して基本的な見解を伺つておきたいと思ひます。

水産物の国民食料に占める地位というものは、人口の増加に伴つて非常に重大な地位を占めるようになってまいりました。そこで、農林省としては、他の食料と比較して、この水産物が国民食料にどういうウエイトを持つておるものか、それをどのように評価されておるか、将来にわたつて見通しをどのように持つておられるのか、その点についてまず伺ひしたいと思ひます。

○渡辺(美)政府委員 御承知のとおり、たん白の五〇％を供給している水産業というものは、日本にとつて非常に重要な地位を占めておる。いま日本で食料危機というふうなことが言われておりますが、これは動物たん白をとるために外国からばく大なえさを輸入しておるということだと思ひます。動物たん白一カローリをつくるのに穀物を七カローリ必要とする、こういうふうなことのために、えさが一千万トンも輸入をされる、こういうふうなことで、船腹が非常にふくそうする、あるいは油が高い、しかも外国の値段が高いというやうなことから非常な問題を起しておるわけ

でございますが、水産業の場合には、これはそれほど膨大なえさを与えなくても済むというところであります。したがつて、遠洋漁業あるいは沿岸漁業の維持発展というものは、資源のない日本にとつてはきわめて重要なことである。でありますから、遠洋漁業の振興策あるいは今回の三法案を提出したわけでございますが、沿岸漁業においてもいろいろの施策を講じ、また、漁家が規模拡大ができる、経営の合理化ができてやつていけるやうないろいろの措置を講じてまいりたい、かように考えております。

○林(孝)委員 さらにもう一歩具体的に数値をあげて、他の食料と比較して答弁を願ひたいと思ひます。そして、この件に關しては、将来に對する問題も含めて伺ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 ただいま政務次官から御答弁がございしましたように、動物性たん白質の五〇％以上は魚介類によつて供給されているわけでございします。そこで、四十七年の実績について数字を申し上げますと、総たん白質は、一人一日当たり七十八・四グラムでございます。そのうち植物性たん白質が四十四・七グラムございまして、動物性たん白質が三十三・七グラム、そのうち畜産物が十六・四グラム、魚介類が十六・六グラム、さらに鯨肉が〇・七グラム、こういうことになっております。

そこで、将来はどうなるかということでございしますが、この数字はなかなかかわつないわけでございますが、一応個人消費支出が八％伸びるだろうということを前提にいたしまして五十七年を試算した数字がございします。それによりますと、一人一日当たりのたん白質の必要量は九十グラムぐらゐになるのではないかと、そのうち四十二・二が植物性、四十七・八が動物性、そのうち二十三・四グラムは魚介類で供給したい、こういうふうなことを考へております。そうなりますと、現在の漁業の生産高は、御案内のように四十七年が約一千二百万トンになっておりますが、これを一千二百万トン程度に引き上げなければならぬ、こういう計算になるわけでございします。

○林(孝)委員 この四十七年度の数字というものは、これはたとえば四十六年、七年、八年、九年と、こういう流れで見た場合に、その増減はどういうパーセンテージを占めるようになっていいますか。

○内村(良)政府委員 御質問の意味がちよつとはつきりしないのでございしますけれども、増減と申しますのは……

○林(孝)委員 年度別にこのパーセンテージがどのように変化しているかという質問です。

○内村(良)政府委員 先ほど申し上げましたのは四十七年の実績でございまして、それが一応五十七年という目標年度を置きまして、その目標年度における数字を推算するとたゞいま申し上げたやうな数字になるわけでございします。

なお、もう一べん申し上げますと、総たん白質が九十グラム、それから植物性がその場合四十二・二グラム、動物性が四十七・八グラム、そのうち畜産物が二十三・六グラム、魚介類で二十三・四グラム、鯨肉が〇・八グラム。これは五十七年を置いて計算しておりますので、その間の途中の年度の数字はございしません。

○林(孝)委員 いまの説明によりますと、魚介類二七・四％五十七年度見込み、こういうことであります。そして生産高におきましては千二百万トンというところでありますが、これだけの魚介類を確保する、たん白源を確保するということになりまして、現在の日本の漁業の現状というものと非常にギャップを感じるわけです。

もう一つは内水面の魚をもつて得るたん白量、それ以外のたん白量、こういうふうに分けて考えた場合に現状はどうなつておるのか、それから五十七年試算はどのような見通しを立てておられるか、この点について伺ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 たん白質の数字はちよつとございませぬけれども生産の数字で多少推定したいと思ひますが、四十七年の実績でいいますと、千二百万トンの漁獲量の中で内水面は十六万五千

トンでございます。したがって、内水面によるたん白質の供給というものは、グラムにいたしますと非常に数字が小さくなるのじゃないかと思ひます。

それから、五十七年にそれがどれくらいになるかということでございますが、全体が千二百萬トンぐらゐに伸びていく中で内水面は二十萬トンぐらゐになるのではないかと推計してゐるわけでございます。

○林(孝)委員 千二十萬トンの中で十六萬五千人、五十七年見込み千二百萬トンの中で二十萬トンということですが、この内水面に力を入れていくという姿勢を前提にして考えた場合、現在の状態が五十七年度において自動的にこういう形をとるであらうということが前提になつて考えられた場合、この二十萬トンというのはもつとふやうという方向をとり、かつ、その可能性があるのかどうか、それとも、二十萬トンというこの数値はわが国のたん白を供給するという意味から考へて妥當な適切な数値であるのかどうか、この点に対してはどういう評価をされておりますか。

○内村(良)政府委員 四十七年の実績を申し上げますと、沿岸漁業が二百五十五萬トンでございます。この中には、沿岸でとります漁船漁業と浅海増殖が入つて二百五十五萬トン、それから沖合いと遠洋で七百四十九萬トン、内水面は、これはコイやフナでございますので、アユなんかもございますが、十六萬五千人。そこで、五十七年におきましても、沿岸漁業、沖合、遠洋、それぞれ伸ばさなければならぬわけでございますし、内水面もマスの養殖その他伸ばしたいわけでございますが、内水面漁業は湖水や沼の漁業でございますから、伸びるのはやはり限界があるわけでございます。

○林(孝)委員 いまの伸びるのには限界があるという説に対する問題あるいは内水面にしても、ウナギも内水面ですし、非常にたん白を供給してゐるわけですから、そういうものに對する見方という

もの、これは私と長官の考え方には非常に違ひがあるような気がするわけですが、そういうように伸びるのには限界があるけれども、世界の一つの行き方として、いま内水面に對する力の入れようというものは、ソ連の漁業とか、あるいはドイツの漁業とか、いろいろの面を見てみますと、非常に積極的に取り組んでいる政府の姿勢があるわけですから、そういうことを踏まえて農林省として考えられておるのかどうか、世界の資源確保という問題、資源を保存していくという一つの國際的な流れの中にあつて、内水面に對する施策というものが考えられておるのかどうか、私はこういう点について伺つておきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 ただいまソ連あるいはヨーロッパの國の話が出ましたけれども、日本の場合は四面全部海でございますし、それに比べて、ソ連とかヨーロッパの内陸の國はある程度沼や湖水の漁業に依存せざるを得ない。川の漁業も入るわけでございますけれども、それに対して、わが國といたしましては、海の資源には非常に恵まれてゐるわけでございますから、やはり、主流は海の漁業を伸ばしていく。もちろん内水面の漁業も國民の需要から見て必要なわけでございますから、これについて手を抜くということとは決して考へておりませんけれども、漁獲高全体を伸ばしていくという立場では、やはり海の漁業を中心に考へなければならぬというふうに考へてゐるわけでございます。

○林(孝)委員 それでは、次に、カツオ・マグロ問題について伺ひたいと思ひます。

まず、最初の問題は漁業用燃油の問題ですが、漁業用の燃油というのはA重油がほとんどなんです。その消費量が、四十八年度において国内補給油六百萬トン、保税油、海外補給油百萬トン、計七百萬トンというふうになっております。ところで、最近の価格の動向というものは、昨年の十一月、十二月から今日に至るまで、価格の暴騰というのに対して盛んな議論がなされ、また、最重要課題として今日もまだ議論をされて

ゐるわけでございますが、この漁業用燃油の価格の動向はどうなつておるか、説明をお願いしたいと思います。過去五年間にわたつての説明をお願いしたいと思います。

○内村(良)政府委員 四十五年からの数字を申し上げますと、A重油の卸売り価格でございますが、四十五年がキロリットル当たり一万八十八円、それから四十六年が一万一千四百七十円、四十七年が一万一千三百九十七円、四十八年は、八月まではほぼ四十七年と同じ水準でございましたけれども、九月以降騰貴いたしました。十二月には一万六千九百七十円となつております。最近さらにそれが上がつたわけでございますが、先般の発表によりますと、元売り仕切り価格は二万五千八百円ということになっております。

○林(孝)委員 それから、次に、漁業用資材の価格の動向について説明していただけませんか。

○内村(良)政府委員 漁業用資材の中で一番重要でございます漁網網のメーカー販売価格を通産省の纖維統計によつて調べてみますと、一キログラム当たりで、四十六年が千六百一十一円、四十七年が千九百六十六円、四十八年は、十月ごろまでは四十七年と同水準でございましたけれども、十一月ごろから上昇しまして、十二月は千三百四十七円になつております。その後につきましては、まだちよつと統計ができておりませんのでわかりませんが、小売り価格は昨年と比べて一・五倍から二倍ぐらゐになつておるといふふうに聞いております。

○林(孝)委員 いま、漁業用燃油と漁業用資材の価格の推移というものを伺ひたいわけですが、特に、漁業用燃油の価格暴騰が著しいということが明白になつておるわけでありまして、したがひまして、この安定供給というものがそれだけに重要になるわけでありまして、現在あるいは將來の見通しということにおきまして、この漁業用燃油の安定供給に對する対策はどのようになつておるか、伺ひたいと思ひます。

○渡辺(美)政府委員 漁業用の燃料の安定供給対策はどうなつてゐるかという話でございますが、漁業用の石油の確保ということが一番大切なことであります。去年の暮れにいわゆる石油ショックというものがあつて、石油削減ということで非常に大騒ぎをしたわけでございますが、まず、われわれとしては量を確保することを最重点にいたしました。したがつて、十二月に、農林、通産、兩省並びに關係漁業団体及び石油業界団体によるところの漁船用石油需給中央協議会というものを結成し、また、各県に同様の県協議会をつくつて、その適切な運営を通じて漁業者の石油の円滑なる供給を確保するというような特別の措置を講じたところであります。

そのほか、漁業用石油の円滑な供給をはかるために、各県ごとに置かれておる石油製品あつせん相談所を活用、指導いたしますとともに、中央地方を通じて、通産省と共同して苦情の適切な処理に当たつておるわけでありまして、今後ともこれらの措置を通じて、漁業用石油の安定的供給の確保に努めてまいりたいというふうに考へております。

また、海外において補給を制限された遠洋漁業船に對しましては、国内石油の積み出しによる洋上補給、外交ルートによる相手國への給油確保の要請、漁場の変更等の指導をしてきたところであります。

石油を使つたいろいろな漁網網等の価格の問題につきましましては、石油のコストが上がりますとこれらのものが上がるといふことになつてまいりますが、これらの便乗値上げは極力やらしてはいたしません。したがつて、われわれは、その価格を低水準に押さへるために、通産省と協力をいたしまして、メーカー、販売業者等の行政指導を行なつておるところでございます。

○林(孝)委員 カツオ・マグロ漁業の経営という立場は、先ほど指摘いたしました石油価格の暴騰、さらに生産資材の高騰、さらに金融引き締めの影響、そして需要の減小という形で非常に危機

的な状態にあると私は認識しておるわけでありすが、いま、政務次官のほうから、この対策として、確保最重要視という面からの対策が述べられました。確保における問題と価格の問題と、二つが大きな問題であると思ひます。

そこで伺ひたいと思いますけれども、このカツオ・マグロ漁業の生産費に占める燃料価格の割合、これが非常に問題だと私は思ふのです。したがひまして、この割合が過去五年間どのように推移してきたか、明確にしたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 わが国のカツオ・マグロ漁業の主体をなしております二百トンから五百トン階層の遠洋マグロはえなわ漁業の生産費を調べてみますと、燃料費の割合は、過去五年間おおむね一〇%程度で推移しております。

なお、数字をちよつと五年間について申し上げますと、四十四年が一〇・三、四十五年が九・三、四十六年が九・九、四十七年が九・四、四十八年が九・三といふことでございますので、おおむね一〇%程度に推移しておるわけでございます。

○林(孝)委員 それから、諸生産資材並びに人件費、これがまた非常にアップしておるわけでありすが、生産費に占めるこのアップ率はどうかとおるか、この点についても説明していただきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 油、それから資材、人件費、これはコストの中のほとんど大きなものでございまして、これ全体では大体七割になつておるわけでございます。特に人件費が大きいわけでございます。そこで、今後、四十九年にはそういったものの価格が上昇するだらう、したがつて経費もふえるだらうといふことで、燃料費が大体昨年比で三割ぐらひになつております。資材費はいろいろ物がございますが、えさのときは二・二倍ぐらひにしかつていない。しかし、えさも資材の中では相当大きいといふこともございまして、ひつくるめてこれが倍になるだらうといふふうに計算し、人件費については、これはま

だれぐらひになるかわからないといふこともございまして、まあ従来どおりの程度で上がるのではないかとこのように想定いたしますと、昭和四十八年にそれらのものが全部で生産費の中で六八・八%あつたわけでございます。それが八四・二%ぐらひに上がるのではないと思ひますが、これはそうした前提を置いての計算でございます。

○林(孝)委員 それから、たとえば燃料価格については、ただいま昨年の三倍といふことのお話がございます。したがひ、諸経費においては六割大幅アップになつてゐるという見方があるわけでありすが、生産者価格はどうか推移を示しておりますか。

○内村(良)政府委員 キハダ、メバチ等の一般の生食用に供されますマグロの水揚げ量は減少傾向にございまして、これは資源の問題その他もございまして減少傾向にございまして、これを反映いたしまして生産者価格は上昇傾向にございまして、

そこで、数字をちよつと申し上げますと、石油需給の悪化が顕在化した昨年の秋以降について見ますと、昨年末は需要期にあることもございまして、水揚げ量の増加にもかかわらず、生産者価格は対前年比一割ないし物によつては五割といふことで非常に上がったわけでございます。ところが、本年に入つてからは、一月というのはマグロの需要減退期でもあるわけでございますが、そういったこともあつて、一月は水揚げ量が対前月比半分に減つたわけでございますけれども、生産者価格が下がつたという事態が起つております。二月は水揚げ量が一月よりも一・五倍ぐらひふえたわけでございますが、それが加つてさらに価格

は一月の八三%程度に下がつてゐるということがあります。これは水銀ショックで非常に影響を受けたわけでございますが、昨年の秋になつてそれから立ち直つて、昨年の暮れには非常に価格が上がつた。ところが、ことしの一月以降、まあ需要期でないといふこともございまして、生産者価格が低迷してゐるというのが現状でございます。

○林(孝)委員 ただいままでの答弁を総括して申し上げますと、いわゆる生産費は非常にアップしておる。生産に非常に金がかかるというところで、ところが、生産者価格といふものはダウンをしておる。これは何を意味するかといひますと、カツオ・マグロ漁業に取り組んでゐる漁民の人の経営が非常にダメージを受けてゐるというところだと私は思ふのですが、農林省はどのような見解でそれを受けとめられておりますか。

○内村(良)政府委員 当面の事態を見ますと、ただいま先生から御指摘がございましたように、経費が上がつてゐる、値段が下がつてゐる、経営が苦しくなつてゐるというところは、もうそのとおりだと思ひます。ただ、ただいま申し上げましたように、十二月までは非常に値段も高かつた。対前年比で五割ぐらひ上がったといふようなこともございまして、一、二月低迷しておりますが、四月の花見どき以降マグロの価格がどうなるかといふことも、今後の問題に非常に大きな影響を持つてくるわけでございます。コストが上がつたものを価格に転嫁できれば、経営としてはそれによつて収支が償ふといふことになりまして、私どもといたしましては、今後のマグロ価格の動向といふものには非常な注意を持って注視してゐるところでございます。

○林(孝)委員 コストの上がつたものを価格に転嫁するといふことは、どの段階の価格に転嫁するかといふことにおいて非常に問題があると思ふのです。どういふことかといひますと、生産者価格といふものがいま上がらないが、しかし、消費者価格といふものは非常に上がつてゐるわけですから、あとで私はその点について伺ひたいと思ひますけれども、どういふ時点の価格に転嫁するかといふことによつては、これは非常に問題があるといふことを申し上げておきたいと思ふのです。

それで、私がいまなぜこれを取り上げたかといひますと、いま日本で畜産危機といふ問題が一つ起つておるわけですが、これは配合飼料の高騰

という問題があるわけですが、ところが、このカツオ・マグロ漁業というものは、この配合飼料と同じウエイトを持つてゐる漁業用燃料の暴騰というものがある影響といふものが非常に大きいわけですが、したがつて、マグロ・カツオ漁業の中の漁業用燃料の占めるウエイトといふものは、畜産業界におけるところのえさの占めるウエイトと同じである。漁民あるいは畜産農家においては、これは同じ影響を持つて受けとめておるわけですが、そういう意味から言ふならば、政府が畜産の飼料値上げの対策として二月から七月分まで六百億の融資をするという話が現実問題としてあるわけでありすが、いま私が申し上げましたように、また、一番冒頭にお伺ひしたように、たん白源五〇%以上が魚介類であるという政務次官の答弁にもありましたが、この比率から考えても、畜産と同じ考え方を取り組んでいかなければならないんじゃないかと思ひます。そこで、動物性たん白質を二分する畜産と魚介類であるならば、この水産の面におきまして、先ほどから申し上げておりますように非常に漁業用燃料が暴騰しており、特に、カツオ・マグロ漁業といふものは、漁業用燃料を主体としており、それが生産費に占めるパーセンテージが高いわけですから、それだけに、こうした状態になつてきますと経営が非常に苦しくなるといふことを私は憂へるわけなんです。したがひまして、水産一般に対しても、畜産の危機と同じく水産の状態といふものを重要視されて、長期低利の資金融資あるいは緊急財政措置といふものを新たに考えていかなければならぬではないかと私は思ひます。したがひ、政務次官はこの点に關してはどのような考え方を持っておられるか、答弁をお願いしたいと思います。

○渡辺(美)政府委員 水産業の重要なことについてはあなたと同じ見解でございます。ただ、畜産関係では、えさの占める割合が平均して五割とか、あるいは鶏のようになつて高い七割とか、そういうふうな高い比率のものもあります。豚もそれに次ぐが、漁業のほうには、御承知のとおり油が

という問題があるわけですが、ところが、このカツオ・マグロ漁業というものは、この配合飼料と同じウエイトを持つてゐる漁業用燃料の暴騰というものがある影響といふものが非常に大きいわけですが、したがつて、マグロ・カツオ漁業の中の漁業用燃料の占めるウエイトといふものは、畜産業界におけるところのえさの占めるウエイトと同じである。漁民あるいは畜産農家においては、これは同じ影響を持つて受けとめておるわけですが、そういう意味から言ふならば、政府が畜産の飼料値上げの対策として二月から七月分まで六百億の融資をするという話が現実問題としてあるわけでありすが、いま私が申し上げましたように、また、一番冒頭にお伺ひしたように、たん白源五〇%以上が魚介類であるという政務次官の答弁にもありましたが、この比率から考えても、畜産と同じ考え方を取り組んでいかなければならないんじゃないかと思ひます。そこで、動物性たん白質を二分する畜産と魚介類であるならば、この水産の面におきまして、先ほどから申し上げておりますように非常に漁業用燃料が暴騰しており、特に、カツオ・マグロ漁業といふものは、漁業用燃料を主体としており、それが生産費に占めるパーセンテージが高いわけですから、それだけに、こうした状態になつてきますと経営が非常に苦しくなるといふことを私は憂へるわけなんです。したがひまして、水産一般に対しても、畜産の危機と同じく水産の状態といふものを重要視されて、長期低利の資金融資あるいは緊急財政措置といふものを新たに考えていかなければならぬではないかと私は思ひます。したがひ、政務次官はこの点に關してはどのような考え方を持っておられるか、答弁をお願いしたいと思います。

えさみたいなものでございますが、それは全体の価格の中では大体一〇%というものであります。したがって、えさの値上がりは畜産物に及ぼす影響と全く同じ影響があるというわけにはなかなかいかぬであろうという感じが、しかしながら、水産物が日本のたん白資源の中で重要な役割を占めておることは間違いないことでございまして、特に、カツオ・マグロと同様に、沿岸漁業においても同じでございますから、何とかしなきゃならぬということで、当面差し迫った問題としては経営の合理化あるいはいろいろなものの節約、漁場の変更等いろいろやっていただいておりますが、やはり、価格に吸収をしてもらうような創意くふうというものを業界においていただく必要があるように思っております。

なお、畜産関係と違つて漁業関係の協同組合には案外金がない。農業関係では系統資金というものを使得緊急融資というふうなものをやっておりますが、水産関係ではなかなかそれだけの資金の調達に困難であるということも事実であります。しかし、農林中金等では農業その他のところから集まつてきておる金を水産関係に回しておるというふうな例もございまして、したがって、何かもう少しうまく農林中金を活用できる方法はないかというふうなことなど、あなたのおっしゃることは私も考えておるようなことなのですが、いますぐここで結論的なことは申し上げられません。この金融というのは非常にむずかしい。一ついじるといふとあつちこつちいろいろなケースが出てくるものですから、責任ある政務次官として、いまここで直ちにお約束はできませんけれども、こういうふうなこともあわせて検討をしていかなければならないような事態が来たときには当然それは考えてみたいと思っております。

○林(幸)委員 長官に確認しておきますが、いわゆるカツオ・マグロ漁業で生産費に占める漁業用燃料のパーセンテージが一〇%ということでしょうか。

○内村(良)政府委員 先ほど申し上げましたように、過去の数字は一〇%前後ということになっておるわけでございます。

○林(幸)委員 現状はどうですか。一番最近は何月度のデータですか。

○内村(良)政府委員 四十八年が一〇%前後でございまして、そこで、四十八年に比べて油の値段が三倍になれば、三〇%近くにはなる可能性はございます。ただ、ほかのものも上がりますので、全体の中で占める割合がどうなるかということとは言えませんが、油が三倍になっておるということとははっきりした現実でございます。

○林(幸)委員 一月の二十日ごろから新しい価格の油が入つておる。しかし、昨年の十一月、十二月からすでに油が三倍になっておる。この油が三倍になつておるといふことで、カツオ・マグロ漁業の燃料というものが生産費に占めるパーセンテージは当然一〇%から三〇%、四〇%、五〇%と、このようになっておると私は思うわけですが、このこと自体を水産庁長官がきちつと把握されておるのかどうか。現在、カツオ・マグロ漁業の生産費の中には、先ほど私が指摘しましたように人件費あるいは資材の高騰というものがもちろんあります。それ以外に、遠洋漁業においては漁業用燃料というものが、これは何回も言いますけれども、畜産における飼料と同じウエートを持つものなのです。それが御存じのようにもうすでに油が三倍になつておる。したがって、生産費の中でそれ以上の影響を受けているのが現状ではないかと考えるわけですが、そして、もしそうした事態が起これば、いまここで約束はできないけれども、財政上あるいは金融上の措置を考えなければならぬという政務次官の答弁でありました。そういう事態が超こつていっている認識の上に立っているのが私の質問でありまして、水産庁としても、カツオ・マグロ漁業の実態というものがいまだどういふところに置かれておるかといふことはもっと詳しく掌握していかねばならないのではないかと私は感ずるわけでありまして、水産庁として、現時点で生産費の中でどのような状態に漁業用燃

油がなつておるのか、把握されておりましたら、この委員会において明確にさせていただきたいと思つておるわけでありまして、

○内村(良)政府委員 油の値上げによりまして影響を受けるのは単にマグロはえなわ漁業だけでではなく、すべての漁業が影響を受けるわけでございます。したがって、水産庁といたしましては、これには重大関心を払つております。現に、今般の石油製品の値上げにつきましても、通産省と連日連夜交渉いたしまして、漁業に一番使われるA重油の値上げ幅は極力低くしてくれということをお願いして、現実にもある程度低くしてもらったというふうなことをやってきたわけでございます。

そこで、それでは数字的にどう把握しているのかという問題でございますけれども、コストの中は何%—すなわち、四十八年は一〇%前後だったわけでございますが、何%というのは他のファクターもございまして、正確な数字がなかなか出ないわけでございます。たとえば油が三倍になる、しかし、ほかのものがどうなるかによつて比率は変わつてまいりますので、何%ということとはなかなか言いにくいわけでございますけれども、私どものほうで主要な漁業について計算したものがございまして、その数字を申し上げますと、漁業収入に対する油代の割合というものを遠洋底びき以下沿岸漁業に至るまでの漁業について調べたわけでございます。その結果、四十七年に八・九%のウエートを占めていた。さっきの割と一割が、漁業収入に對しますと八・九%に對して一割が、コストでございまして、八・九%であつたものが、ほかのものが例年並みしか上がらない、油だけ三倍になつたという計算をいたしますと二一・七%になります。ただ、コストの中の何%ということになりますと、ほかの

ものの値上がりも関係ございまして、現在のところまだ何%という正確な数字は申し上げられませんが、漁業収入との割合をたゞいま申し上げましたような前提で計算いたしますと、八・九%が二一・七%になるわけでございますから、相当な影響であるといふのは事実でございます。他の漁業につきましても水産庁といたしましては全部影響度を把握して、油代の値上げに伴う水産業に対するいろいろな影響その他は十分把握しておるつもりでございます。

○林(幸)委員 その把握のしかたですが、他のものは上がらないという前提で、油だけが三倍になつたという場合に、漁業収入の中でそれが二一・七%を占めるということでありまして、他のものも上がつておるわけですね。先ほど申し上げましたように、人件費も資材も上がつておる。そうして油も上がつておる。ですから、これは決して計算できないものではないに、これは計算できると思ふのです。そして、生産費が上つておるのにかかわらず、生産者価格というものが上つていない。一番大事な時期に下がつておるといふことは、漁業収入の面においても、決してこれは安定をしていないという状態ではないに、不安定な、むしろ漁業収入の上においてもマイナスの状態になつておる。そういう状態になつておるからこそカツオ・マグロ漁業の漁民の人たちの生活が非常に逼迫しているといふことになるわけでありまして、したがって、そういう一つのパターンが現実の問題としていま生まれておるわけでありまして、その中身をきちつと納得のできるように説明をしてもらわなければ、漁民の人たちもこれはわからぬといふことになります。何でこのような逼迫した状態になるのだらうといふことに対する答えは全然出ないわけでございます。出ないといふことは、それに対する対策が幾らことばの上で述べられたとしても、将来漁業をやるといふ人たちにとつては阻害条件ばかりがふえてくるわけでありまして、この点を水産庁としても適切に処置をしてもらわなければなりませんし、私がいま質問して

すから、そういった施設の助成と、さらに取引の情報の提供、整備等をやってきたわけでございます。そこで、四十九年度におきましては、これまでやってきたようないろいろな施策を充実いたしまして、新たに主要消費地に大規模なストックポイントを設置しまして、水産物の需給調整機能を強化したいということで予算を要求して、それを計上しておるわけであります。

さらに、そういった流通面の合理化に対する施設の助成をいたしますと同時に、われわれといたしましては、水産物につきましても、冷凍品の流通が五割ぐらいいなまっていますので、出荷調整と申しますか、そういったことをやるように逐次指導して、価格の安定をはかりたい。これまでは、水産物は腐敗してしまっているので、こういった出荷調整はできなかった。したがって、市場のせりできる値段が最も合理的なものである。その点は、生魚については今日も変わっておりませんし、私どもとしては、市場のせりできるものが、供給者も非常に多数でありますし、買手も多いためでございますから、最も合理的な価格形成方法だと確信しておりますけれども、冷凍品が非常にふえてまいりましたので、今後、魚価の安定につきましては、冷蔵庫の整備その他出荷調整がだんだんできるように持っていく。魚価の安定をはかるといふことをやらなければならぬと思っております。もちろん、その場合におきましても、単なる生産者サイドだけの考え方ではなくて、消費者価格の安定ということも含めまして価格の安定をはかりたいというふうに考えておるわけでございます。

○林(孝)委員 いまいろいろお話を伺ったわけですが、マグロ・カツオを例にとってみても、いわゆる産地価格と消費者の末端価格との間には、三倍とかあるいは四倍、五倍というようになり、六百円のもの三千円になっておる。こういう市場調査のデータが出ておるわけでありまして、これはやはり流通機構に抜本的なメスを入れない限りにおいては、何がそこに原

因してこういうふうになっておるのかということも水産庁の立場でもわかっておられないのじゃないかという気がするわけです。したがって、私は現在の時点でものを考えておりますが、いわゆる生産者が出荷する価格が三百円のもの、消費地が千五百円になっておるとか、あるいは六百円のもの三千円になっておるとか、あるいは五倍、六倍の開きがそこにある。これは、どういふことがどうなつてこういふふうになっておるのかということとを当然つまびらかにしていかなければならない。これは漁業のいわゆるカツオ・マグロ漁民の人たちにとっては、先ほどから申し上げました諸経費の暴騰というものがあつて、生産に非常に金がかかるのかかわらず産地価格と、いふものが安定してない。一方、国民の生活を防衛する立場に立つてものを考えますと、そのような値上りをしていふ魚が実際に消費地の末端価格においては非常に値上りをしておる。その差があまりにも開き過ぎておるといふもの、その考え方が一方にある。したがって、水産庁としても、あるいは農林省としても、この際この問題を非常に重要視されて、流通機構に抜本的なメスを入れて、どういふ原因でそれがこうなつておるのか、それに対してどういふ対策を講じなければいかぬということとを早期にやらなければならぬのではないかと申すのですが、こういう問題に対する水産庁長官の見解と政務次官の見解を伺つておきたいと思つておるのです。

○内村(良)政府委員 ただいま先生からお話がございますように、確かに、水産物の場合に、産地価格と消費地価格に値の差が大き過ぎるのではないかと、流通改善が必要ではないかということ、これは古くして新しき課題でございます。私も、これは古くして新しき課題でございます。私どもとしては、どういふ段階でどうなつてどういふような追跡調査がすでにできておるものもございすし、今後やらなければならぬ問題もありま

私どもの考えておりますところでは、一番問題は、やはり、小売り段階が水産物の場合には一番大きな問題ではないかということとあります。と申しますのは、腐敗食品でございますから、すべてのリスクが最後は小売り屋さんにかかつてしまふところ、一つ大きな問題があるのじゃないかと思つておる。なお、その他の産地市場の問題、それから中央市場の問題等、なお改善すべき問題は多々ございすので、私も、どういふ問題、それは、従来の流通改善には取り組みたい。しかし、基本的には、従来の腐敗食品であつて出荷調整など、はなかなかにできないと言つていた水産物の流通形態が、最近の冷凍冷蔵技術の発達によつてだいぶ変わつてまいりましたので、従来のように需給調整がやりやすくなつてきている面はございす。そういった客観情勢の変化等を踏まえながら、冷凍冷蔵施設の大規模拡充をやるとか、その他さらに、冷蔵庫をつくるだけじゃなしに、つくつた冷蔵庫の管理をどうするかというふうな問題とか、いろいろ問題がございすので、これは総合的に検討しなければならぬと思つておる。真剣にそういう問題に取り組むつもりでございます。

○渡辺(義)政府委員 ただいまの水産庁長官からの答弁で大体要約をされておりますが、あなたの御指摘のとおり、水産物によつては生産者価格の三倍以上に売られておるといふようなものも中にはあります。ある水産物会社の社長が、私のところへ、冷凍のエビが店頭で三倍にもなつており、しかも、冷凍のエビが店頭で三倍にもなつており、しかも、これはけしからぬじやないかと私のところに言つてきたことがあるが、内容を調べてみるといろいろなことがあるやうであります。したがって、その流通経路の問題には相当抜本的なメスを入れて、いやくも途中で便乗値上げのようなもののないように監視をさせてまいりたい。なお、相対取引の問題、それから産地冷蔵庫の問題等、総合的に生産者がこれらの難局に処していくために必要な防衛措置といふものをあわせて考えてまいりたいと思つておる。

○林(孝)委員 この件につきましては、その経過を見ましてまた伺ひたいことにいたします。

次に、カツオ・マグロ漁業について、これは漁業法五十二条によつて「指定漁業」というふうになつておりますが、これは大臣の許可漁業でありまふから、だれでも漁業ができるというものでないわけでは。ところが、日本の商社が対象外になつておる。ところが、その法の趣旨を度外視して、あるいはその法の盲点をついて商社が、日本ではそういった漁業ができないので、パナマ等の海外の漁場で現地の人名義を用いてカツオ・マグロ漁業を行なつておるといふ報告があるわけでありまふが、政府はそれの実態を掌握されておるかどううか、掌握をされておりましたら、その実態について明らかにしてもらいたいと思つておる。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘のあつたような事実がございす。そこで、船の輸出ですが、古い船でございす。その数字を見ますと、四十二年にはパナマに一隻、韓国に十四隻でございす。それが三年後の四十五年にはパナマに十隻、韓国に四十二隻、四十七年にはパナマに三十九隻、韓国に四十二隻、四十八年にはパナマに五十七隻、韓国には四十八隻といふふうな古い船の輸出がふえておる。これは日本の漁業者が新しい船をつくるという場合に、古い船を売りたいが、ところが、なかなか国内では売れないといふことがございまして、売つておるという面もございす。それを商社が仲立ちいたしまして韓国なりパナマに売つて、向こうの漁業会社の船にして、向こうの人たちが乗つて、マグロをとつて、それを日本に輸出してきておるといふ問題はございす。

そこで、輸入がどうなつておるかということもございすけれども、輸入の数字を見ますと、四十七年にはパナマからは八百七十四トン、韓国からは二万一千六百九十八トンで、四十八年はパナマからは四千七百三十九トン、韓国からは二万五千六百九十九トンといふふうなふえておる。ただいま先生から御指摘のあつたような事実はございす。商社活動の完全なこまかいことにつま

しては必ずしもつまびらかにいたしてはおりませんが、私どももいたしましては、ただいま先生から御指摘のあったようなことがあるというふうに思っております。

○林(孝)委員 漁業資源が枯渇してはならないというところにおきまして、民間の間にもアジア・カツオ・マグロ会議というふうなものがあります。が、そういうところでは何が討議されておるかといひますと、お互いに自粛してマグロ・カツオの資源を確保しようということが主題となっておるわけでありまして、そして、わが国の方針も、そういうアジア各国と同じ立場で、同じ方向で進んでいるわけでありまして、ところが、いま水産庁長官から説明のあったような商社活動というものは、日本の国の法律で規制されるということになりまして、法があまりにも不備であるということも言えると思ひますけれども、少なくともアジアの各国の行き方や日本の国の方針と逆行しておるという感じを私は持っておりますが、政府みずからがどのようにその実態を掌握し、これに対してどういふ検討を今日までし、また、考えを積み重ね、討議をされてきたか、そして、こういう問題に対してどのように対処されようとしておるのか、その点について伺ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 先生の御指摘のとおり、カツオ・マグロ漁業の資源はやや低下状況にございます。わが国の漁獲量は申しますと、一九六三年にカツオ十六万トン、マグロ五十三万トンというのが過去の最高の数字でございまして、一九七二年には、マグロが三十六万トンに下がっておりまして、世界的にそういう傾向はございまして、マグロはもう満限状態で、今後開発の可能性はきわめて少ない。しかし、カツオはまだ未利用資源があるんだというところで、開発可能資源量として約百五十万トン程度のものであるだろうというふうになっております。

そこで、それではこのカツオ・マグロをどうやっておるかというところでございますが、日本が五十五万トン、アメリカが十八万トン、台湾が十万

トン、韓国が九万トン、スペインが七万トン、フランスが五万トンというふうなところが主たる漁業国でございまして。

さらに、これにつきましては国際的な漁業規制がございまして、御案内のように、全米熱帯マグロ委員会というのが太平洋のアメリカから中南米の海域にかけて規制措置をとっております。それから、大西洋マグロ委員会というのもございまして、若いマグロの漁獲を禁止している。日本も南マグロの実施規制措置をとりまして、オーストラリア、アフリカ南方沖合の水域で特定期間には操業禁止をするというふうなことで、一生懸命資源保護にわが国も協力しているわけでございます。

そこで、ただいま申し上げましたように、韓国も九万トンぐらいマグロをとっておるわけでございますけれども、それらの国の漁業関係者はもちろん資源保護の重要性を感じておりますので、協力しておるわけでございますが、何せ、漁業者というものは、海に出て漁業をやっている以上どうしてもとりたいというふうなことがございまして、漁獲努力がある程度非常に強くなっている。そこで、わが国はわが国として隻数の制限もし、一応いろいろな漁業規制をやっておるわけでございますが、商社の手で外国に渡って、外国がそれをやるというの、これは全体の国際規制の問題として話し合つて解決していかなければならぬ問題じゃないかと思ひます。そこで、海洋法会議の結果二百海里というふうなことが出てくれば、私どもはそういうものとはとても同意できませんけれども、マグロ漁業にも影響が出てきますけれども、現在いろいろな国の間で話し合われているのは、マグロのような回遊漁業についてはやはり国際規制の中で処理していくというところで、現在熱帯マグロ委員会とか大西洋マグロ委員会や

つていようなことを全世界に広めてやるべきじゃないかというところが議論されております。そういった形で資源保護というものを考えていかなければならないので、個々の漁業者の取り締まりで

資源保護をやるうとしても、そこには限界があるんじゃないかというふうな感じを持っておりますわけでございます。

○林(孝)委員 漁民はとりたたい。このとりたたいという気持ちをたくみに利用しているのが商社活動だと私は思ふのです。そして、非常に安い賃金で労働者を現地で雇入れることができる。そういう現地の置かれてある立場というものをほんとうにたくみに利用して行なわれているわけですね。それに対しては何ら規制する方法がない。それで、国際規制という問題でいま話があったわけでありまして、それに臨む日本の姿勢というものは、こういう問題に対してわが国が積極的に対処して国際規制を提案するのと、自分の国の商社の行為に対して何にも口を開かずに国際規制を叫ぶのとは、国際間の外交上の問題としても大きな違いが結果として生まれてくるんじゃないかと私は思ひます。したがって、いま現実にはこれだけのことが行なわれているというのを農林省で掌握されておるわけでありまして、これに対して、たとえば輸入規制という問題について、これは主権という問題ともかわり合つてくるわけでありまして、その辺をどうすべきかという点に対して取り組んでいかなければならぬんじゃないか。私は、これは重大な問題だと思ひますが、その点について政務次官はどういう見解を持たれておるのか、まず伺ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 政務次官の御答弁の前に、一つ事実だけを申し上げておきますが、そういうふうな事態になりましたので、水産庁としては、もうこの事態は無視できないというところで、昨年からの古い漁船の輸出規制措置をとっております。すなわち、ワクを設けて、その一定のワクの中でしか出せないというにしておりまして、それからマグロ船につきましては、新造船もそれに入れるというふうなことでワクをきめております。ただ、非常に問題なのは、こういうこと

でワクをきめまして、これは日本が出さないとい

うことでございます。過去にそういう例があったわけでございますが、日本が押えますと、まあ一例を申し上げますと、韓国がたとえばイタリアの造船所に頼んで、非常に早く性能の速い船をつくらせてしまつて、一そうそれが漁獲努力の強化になるというふうな問題もございまして。そういうことで、これは技術的に非常にむずかしい問題がございまして、いづれにいたしましても、水産庁といたしましては、事態は放置できないというところで、昨年から船の輸出規制をとっておるわけでございます。

○渡辺(美)政府委員 ただいま御指摘の点は非常に重要な問題でございます。国民サイドから見ると、安くていいものが入ってくるのをとめるといふことは、あまり表に出せば商社の反発を招く、そうかといって、放置しておけばカツオ・マグロ業界が困る、こういうふうなことになるわけでありまして。何とかその調整はしなければならぬ。そこで、日本の商社等が常識の範囲を越えてそういうような脱法行為を大がかりにやるといふような具体的な事例があれば、その商社を呼びつけて、そういうことは自粛するように申し渡します。それで言うことを聞かないという場合は、これは水産庁では手に負えません。農林大臣なり政務次官がその商社の社長なり何なりを呼びつけておいて、農林省の言うことを聞かなければ、ほかのことで、農林省は小麦をはじめずいぶんいろいろな輸入をさせているんだから、そういうところで少しハンデをつけるぞというふうなことを――これは言うか言わぬかは別としても、何かなければ言うことを聞かせませんから、何か言うことを聞くような方法を考えたい。しかし、日本だけが締めつても、いま水産庁長官が言ったように、今度は外国の船を買ってきてやられたのでは、これまた、いま自由化になつておるから非常に困るので、そこらのところはいろいろ見ながらやりた

いと思ひますが、公明党のほうでもいい案をお持ちでしたら採用いたしますから、ぜひともいい案を出して御協力をいただきたいと存じます。

○林(孝)委員 私が言っているのは、外国がやればしようがないということではなしに、まずみずから船をたれるべきであるということをおっしゃるのであります。

それで、古い船あるいはマグロに関しては新造船も輸出規制をしておる。それが行なわれてから出ているものはないですか。

○内村(良)政府委員 輸出ワグがございますから、その輸出ワグの中では出ているわけではございません。

○林(孝)委員 私が申し上げたのはそれなんです。輸出ワグをこれまで巧みに使っているわけですね。ですから、今国会においても、商社のやり方については各方面から反社会的行為であるということと追及をされておるわけでありまして、それども、こういう漁業のことに関してはいままであまり話題にはのぼっていません。しかし、現実には非常に問題を持っておるわけなんです。さらに、もう一つ申し上げますと、冷凍倉庫の系列化という問題があるわけなんです。運ばれてきた魚が、いわゆる商社扱いに關するものについては冷凍倉庫にすぐ入る。しかし、それ以外の一般漁業者の場合は、運んできても一週間も十日も入れることができない。こういう市場支配というものが行なわれておることも現実なんです。こういう事態について農林省として掌握されておるのかどうか。されておるとしたら、いままでそれに對するどういう対処をされておったのかということもお伺いしたいと思います。この点について、この際明確にしたいだきたいと思うわけでありまして、

○内村(良)政府委員 ただいまのお話はマグロのいわゆる一船買いのお話ではないかと思えます。この一船買いの問題は非常にむずかしい問題でございまして、私も私も実はいろいろな角度から検討しなければならぬ問題だと思っております。と申しますのは、従来マグロ漁船が水揚げして市場に出すという場合には、売るのは、一週間から、場合によっては二週間ぐらいかかって

少しづつ出して売るといふことをやっております。そうすると、そこに船を置いておかなければなりませんし、それだけ船員にとりましても時間もかかるし、手間もかかるという問題がございまして、ところが、一船買いになりますと、二日間ぐらいて冷蔵庫に入ってしまうという面から、漁業者がそれを望む面もございまして、それから、さらに、最近では非常に航海日数が延びておりまして、マグロを遠くまで行つてとつておるわけではございません。そうすると、マグロの業者としてはなるべく高く売りたいというところで、日本まで持ってきてそこで売ったのではその日の相場でどうなるかわからぬ。そこで、沖でいろいろ情報を取りま

して、いい値で、これで大体経費も引き合ふし、もうけも出る、それじゃ売ろうというふうなことで、マグロ業者のほうである程度一船買いのほうがいいというところを言っておる面もございまして、しかし、一船買いは、これまたいわば将来の投機につながる問題もございまして、運用いかにによりましては、社会的に非常に大きな問題になるような面も持っておるわけではございません。

そこで、私どものほうにいたしましては、一船買いについては、すでに三崎ではいまのところもうやめております。それから清水、焼津等でも最近の金詰まりで一船買いはだいぶ減っているようにございまして、この一船買いの問題というのは長短両方ございまして、漁業者の立場からいけば確かにそういつた面もございまして、一方、消費者価格の安定というところを考えた場合に、その一船買いというものを定期的なうまく市場に出して、これはまたある意味では産地直結に似たような面も出てくるわけではございます。そういつた面も含めて、これをどういふふうに評価していくかというところは現在いろいろの角度から検討しておりますけれども、ただいまのところでは、三崎ではすでになくなり、焼津、清水では少しはあるようではございますが、従来に比べれば非常に減ってきているという状況になっておるようではございます。

○林(孝)委員 この問題に關して政務次官はどのように評価されますか。

○渡辺(美)政府委員 水産庁長官と同じ考えであります。

○林(孝)委員 私が先ほど来指摘してきました問題に關して、いま検討中ということが非常に多い。正直言つて私はこういう印象を受けております。また、政務次官から先ほど、そういうことをやればこつちでやっていると取り下げるぞとかいふやり方もあると言われましたが、そういう行き方もあるかと思ひますけれども、もう一つは、たとえば外国に船を置いておる船の規制は現在のままでいいかどうか。現実の問題として起きているそういう事態に對して法的規制というものが考えられないかどうか。あるいは、国内法における商社のそうした行為に對する規制を考へることができないかどうか。こうしたことをやるということが大事ではないか。そうした地域に對して対日感情だとかの問題が起き、国際漁業会議等において日本の漁業に對する叱咤なんというふうな問題が出てくると、日本のイメージというものが非常にダウンするわけですから、そういうことがないように、国際間における信頼というものを大事にする意味からも、日本の国がみずからこういうふうにしてそうした問題に對しておるといふ姿勢を示さなければならぬ。そういう意味も含めて政府として考えなければならぬと思ひますが、いかがでしようか。

○渡辺(美)政府委員 法律をこしらえるというふうなことはなかなかむずかしいのです。たとえば、これは外国から入る輸入マグロや何かに關税をうんと高くぶつかけるというふうなことも、これも一つの法律ですね。だけれども、關税をぶつかけるというふうなことになる、日本だけが何かやれば報復措置がすぐ出てくるわけですね。ですから、國際關係のものは法制で何かきつと締めるというふうになると、波及するところが非常に大きい。輸入制限といへば、いま自由化しているものを輸入制限するというふうになれば、それじゃそ

のかわりほかのものをうんと自由化しろとかいふ話が出てくる。したがって、議論としてはやさしいんだけれども、現実問題は非常にむずかしい。

そこで、手つとり早いことは、これは邪道と言われるかもしれないが、常識論として行き過ぎがあるというものについては行政指導である程度言うことを聞いてもらひ、それに協力しない場合には別なことも考えざるを得ませんよというふうなことが一番現実的ではないのか。しかし、これとて、相当な発想の転換と決断実行をやらなければならぬ。たとえば、水産庁は水産庁で自分のほうを守ろうとするし、食糧庁のほうは食糧庁のほうで、自分のシェアは手をつけさせたくないから一生懸命かばうということになる。この間、豚肉の關税を脱税したということ、今度は牛肉の割り当てで、その脱税した業者だけは半年間オミットですというところをやつた。これは異例なことなんです。異例なこと、たいへんなことなんです。だけれども、これをやつた。ついでにはほかもやつてやれと云つたら、なかなかほかまで言うことを聞かれない。それから、何とかいうやつがやみ米を買つて、食糧法違反でぶちあがつた会社がある。では、そんなものは小麦や何か輸入しているんだから、全部とめちまへというふうになると、いや米の登録と麦の登録は別だとか、法律をたてにとつていろいろなことを言ってくる。ですから、こういうふうなことは法律だけでやろうとしても、実はなかなか容易にできるものではない。やはり、それは為政者の良識と、場合によっては勇氣と正義というもので、それぞれのケース・バイ・ケースに應じて対処していくというふうな、わかつたやうなわけがらなないような話になるが、実際はそういうことが一番きき目があるんじゃないかというふうには思つております。あなたのとおっしゃることはまことにものすごく重要なことであるし、日本の遠洋漁業がすたれてしまふということではだめなんです。だから、そういうことは避けなければならぬ。だ

から、あなたのおっしゃるような趣旨をよく尊重して、さらに部下を奮励して、四方八方からそういうものを規制するように、コントロールが自然につくように努力をしてまいりたい、かように考えております。

○林(孝)委員 政務次官は良識と正義感と勇気をもってやると言い、それがなければできないという話でありましたが、この問題に関してはそれをもってやるべきだと思いますので、その結果を示していただきたいと思うわけです。

それから、今度は話が変わりますけれども、もう一、二点お伺いしておきたいことがあります。それが中小漁業融資保証制度における日本かつお・まぐろ漁業信用基金協会についての問題であります。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

これまでの政府の答弁をずっと見てみますと、何か非常になまぬい、手ぬるいというような感じを私は議事録を読みまして感ずるわけでありまして、カツオ・マグロ漁業の先行きというものは非常に暗いものがあると思ひますし、また、かつお・まぐろ漁業信用基金協会の存立基盤というものは次第に弱くなってきているのではないかと私は思ふわけでありまして。

そこで、協会の付保率についてお伺いするわけでありまして、協会の付保率が七割であるためには地方公共団体の出資総額が四分の一以上でなければならぬということになるわけでありまして、けれども、この理由を示していただきたいわけでありまして。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘のごさいますと、融資保証制度では、基金協会に対する地方公共団体の出資金が一定率、四分の一以上あるものにつきまして保険の付保率を七割としております。その地方公共団体の出資が一定率までないところは五割ということなので、かつお・まぐろ協会の場合には地方公共団体の出資がございせんので五割になっている。今後マグロ漁業が非常に危険になってくる、将来なかなか

むずかしいということは、私もある程度そう思っております。マグロ漁業の前途はたいへんであるというふうに私も思っております。

そこで、七割にするべきではないか、あぶないのだから法律も上げてやるべきじゃないかというところでございますが、これは過去のいきさつがあるわけでございます。というのは、かつお・まぐろ漁業信用基金協会ができましたのは昭和三十七年でございまして、ビキニマグロの被害に対する漁業振興費として国から交付された補助金の一部を充当してつくりまして、それに関係者が出資したということ、そのできたときの経緯がほかの基金協会とは違ったこともございまして、地方公共団体の出資がないわけでございます。しかし、制度的には可能でございますので、地方公共団体が今後、たとえば静岡とか、高知とか、鹿児島とか、三重とか、マグロ漁業に非常に関係のある県が出資してくれるのが一番望ましいわけでございますが、現在のところそうした出資がない。そこで五割になっているわけでございますが、これを七割にいたしますと、いままで七割の付保にするために地方公共団体の出資を非常に求めてきた他の協会とのバランスがございまして、現実問題として直ちにこれを七割に引き上げるということとはむずかしい。むしろ、マグロ漁業の現状を考えれば、主要マグロ県では県の行政にも非常に関係があるわけでございますから、県の出資を求めて資金ワクを大きくするというほうが非常に大事ではないかというふうに思っております。

○林(孝)委員 時間が来ましたので、私の残余の質問は留保いたしまして、きょうはこれで終わりたいと思ひます。

○山崎(平)委員長代理 次に、稲富後人君。

○稲富委員 まず、今回の漁業三法案のうち、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案、及び漁業災害補償法の一部を改正する法律案の二法は、私たちがかねて希望いたしておりましたようなことをおねね取り入れられて改正をされていると私たちは思っております。

ます。さらに、沿岸漁場整備開発法案も当然の立法処置であると思ひますが、ただ、これらによってわが国の漁業をはたしていかに振興せしめるかという点です。特に、現下国際的な食料危機が憂慮されております。また、国内におきましては畜産危機ということが言われておりまして、国民の必要といたします動物たん白源を大きく要求される漁業の重大性というものを私たちはあらためてここに確認をしなければいけないと思ひます。そういう意味から、漁業としてわが国のなすなければいけない国民に対して供給すべきこと、これをこの法律によって万全を期することができると、うか、こういう点をまず頭に置きながら、私は若干の質問をいたしたいと思ひます。

第一にお尋ねしたいと思ひますことは、わが国の漁業は、遠洋漁業、沖合い漁業、沿岸漁業あるいは海面養殖漁業、内水面漁業及び内水面の養殖漁業というものでなっておりますことは御承知のとおりでございますが、その中におきましても、従来、遠洋漁業は、すでに農林省の統計でも示しておりますように、四十七年においては三百九十万五千トンで、その年の生産量の三八%を占めております。また、沖合い漁業の生産量は、四十七年においては三百五十八万八千トンで、これもまた総生産量の三五%を占めておりまして、わが国の漁業全体から申し上げますと、遠洋漁業、沖合い漁業が九三%を占めておるといふような状態であるのであります。ところが、御承知のとおり、これは非常に国際的な問題にぶつかっている問題が多いのでございまして。

ここで次官にお尋ねしたいことは、遠洋漁業及び沖合い漁業の将来というものをどういうように見通しをつけれられておるかということ、この点をまず承りたいと思ひます。

○渡辺(義)政府委員 具体的な数字の話は事務当局から答弁をさせますが、御指摘のように、漁業の問題は、日本のたん白資源にとつてきわめて重要なことであります。現在一千二十万トンというようなものを捕獲しておる。しかしながら、これ

は沿岸と沖合いと両方あるわけでありまして、沿岸方面では公害問題そのほかのことではなかなか魚がとりずらくなっているという現実があるし、遠洋漁業等では、いま言ったような二百海里説というようなことで領海説がとられておつて、日本の、言うならば結果的には締め出したい話がちらちらとあちこちに出ておるといふことが事実なのであります。

しかしながら、何と申しましても水産業というものは重要なことでありますので、われわれは国際会議等を通して、いままでの日本の既得権というが、歴史的な漁業の事実というものを強く認めようという主張をして、そして、遠洋漁業の漁場というものを確保するということが一つ。それから、沖合いでなく沿岸漁業の問題については、公害の防止というようになことを徹底をさせて魚族の繁殖を促すというところは、これは消極的な施策でございますが、まず、何が何でもやらなければならぬ。同時に、ただ単に魚の泳いでくるのを待っているというだけでなくて、今回のような沿岸漁業整備法というものを出して、魚の住みかをつくってやるとか、あるいはもっと積極的に養殖をを広げるといふようなことで、ともかく沿岸漁業というものを振興させたい。そのためには、いままでのようにばらばらではだめですから、ともかく沿岸漁業を総合的に計画を立ててやらなければならぬ。また、漁家に対しては、漁家が規模の拡大をはかり合理化を進めていくという上において、助成なりあるいは制度なりをつくってやる必要があるというところで、今回水産三法を出したということでありまして。われわれはどこまでもこれは前向きで漁業の振興のために取り組んでいくんだという固い決意を持っております。これを、まず御理解をいただきたいと思ひます。

○稲富委員 ただいまの農林次官からの御答弁の中におきましても、国際的な、特に、国連海洋法会議等の今後の影響というものは非常に大きいということは農林省としても十分認識されております。

それで、ここで私は外務省にお聞きしたいのですが、昨日も竹内委員からちよつとこの問題には触れてお尋ねいたしておたのでございますが、去る三月一日でございますか、国連海洋法会議の準備委員会が終つておりますが、外電の報ずるところによりますと、非常にこれは将来を暗くしたんだというようなことを報道いたしておるのを拝見いたしましたのでございます。それで、六月になりますとまたカラカス会議が開催されるわけでございますので、将来におけるカラカス会議の見通しというものを對しての外務省の見解があるならば、参考になることであるので、この機会に率直に承りたいと思つてございます。

○杉原説明員 ただいま先生から御指摘がありました三月初めの準備会議と申しますか、正確にはこれは議長長の非公式協議だったわけなのでございます。と申しますのは、昨年の末に第三回国連海洋法会議は正式に発足したわけなのでございますが、第一期、昨年の暮れにニューヨークで行ないました会期では、役員の選挙と、それから条約を採択するときの手続規則をきめる會議になったわけなのでございます。役員の選挙は何とか片がついたのでございますが、手続規則という点になりまして、条約を採択するのに、ほとんど全員が同じような見解に到達するまで交渉を続けるということを主張いたします先進海洋国側と、それから通常の条約採択方式、すなわち三分の二の多数決あるいは手続問題については単純過半数というもので条約の採択を行なうという発展途上国側の主張とがまっことからぶつかり合ひまして、十二月の會議ではついに一カ条の採択もできなかったわけなのでございます。

それで、議長がとりなし役をやろうというので、二月の終わりに三月の初めにかけて主要な関係国の代表が出まして、ニューヨークで議長が開催する非公式の協議をやったわけなのでございます。ところが、この會議でも全く結論を得ることができなかった。したがって、手続問題についての審議も、六月二十日から行なわれまうカラカ

ス會議で再び取り上げられて、これが妥當な規則として採択されるかどうか、その点、先進海洋国側としてはなほだ心もとない状況なのでございますが、一応手続規則の採択は、六月の二十六日、開會後一週間にはもう採択するのだという決定が十二月の第一期のときに進められておりますので、そのときにはあるいは強行採決が行なわれる可能性もないわけではないわけでございます。

その手続規則が終わつて、今度は初めて実質審議に入るわけなのでございますが、從來、九十カ国余りで新しい海洋法の条約案づくりをやるは大海底平和利用委員会というものが国連で設けられて三年ばかり審議してきたのでありますが、これについては一カ条の条文案案すらできないという状況でございました。それから、今度は百五十カ国でありまして、從來に比べて六十カ国ばかり新しい国が入つてまいりました。これらの国もそれぞれ立場と考へを持っておるわけで、その連中もおそらく考へを述べ、かつ、いろいろな提案をしてくることだろうと思ひます。と申しますと、基礎になる条約案すらない状況で、しかも各国がすべて現在のところ腹一ぱいの考へ方を述べ、提案をいたしております。今度の海洋法會議はかつこうこそ國際法をつくるという形式をとつておりますが、實際には、昨日もお答えいたしましたとおり、世界に残されていくどの国にも属してない海といふものほとんど四割前後をどこの国が分掌してしまふ領土分割會議、あるいは海と陸會議とでも申しますか、そのような激しい領域主權にかかわる會議なものでございまして、参加するすべての国がきわめて慎重であり、かつ、自分の利害に對してきわめて強い意見を出しているのが現状でございまして、したがひまして、今度のカラカスでの二月半の會議で、項目にいたしましても、大項目で二十五項目、小項目にいたしますと八十項目以上の項目があるわけで、何百条という条約にならざるを得ないのでございまして、これができ上がる可能性はほとんどないだろうと見

通されております。したがつて、すでに來年、その次の會期にオーストリアのウィーンが場所として立候補いたしておりますので、おそらくウィーンに持ち越され、ウィーンでできないければさらにその先に持ち越される可能性すら排除されないと考へますが、ただ、一つ、開會途上國が、これは先ほど申し上げましたように、現在すでに三分の二以上の数を占めております。したがつて、これらの國がもし何かのきつかけで早くとかくつてしまふというふうな態度に出た場合には、いま私が申し上げましたなかなか解決がつかないだろうという見通しも、票によつて解決されてしまふ可能性も完全には排除できない、このように考へておる次第でございまして。

○稲富委員 その当時の外電の報ずるところによりますと、海洋法會議で新國際ルールの作成がごくればおくれるほど、沿岸國の主權の拡大で、開發ラッシュが起きるといふか、正面衝突をする危険性が高まるというように國連筋は指摘しているのだと、こういうことを伝えておるのであります。私たちがここで知りたいことは、そういうようなことが日本にプラスになるのか、あるいはマイナスになるのかということ、この点に對する率直な見通しを承りたいと思つております。

○杉原説明員 日本は、御案内のとおり、伝統的な海洋自由の原則というものを最大限に利用し、活用してまいつた國でございまして、したがつて、現在のように海に關する、特に領海の幅あるいは漁業専管水域等に関する法秩序が乱れているという情勢は、わが國の海運にとつても、あるいは漁業にとつても、いかなる海の利用部門にとつても、はなはだ困る情勢であるといふことははっきり申し上げなければならぬと思ひます。したがつて、すみやかにこのような混乱した海の秩序が回復されて、新しい海洋法ができ上がるのが最も望ましい方向であるかと考へます。

先ほど申し上げましたように、今度の條約の場合には、從來の國連その他で行なわれておりま

す單なる決議とかあるいは宣言というものと異なりまして、法ができるわけでございますから、日本がいやだから入らないと言つておりまして、他國がたとへば二百海里の經濟水域を設定いたしました場合には、それに従わざるを得ないという情勢が起るわけでございまして。もし今度の海洋法會議が不成功に終わった場合にはどういふ事態が起るかと思へますと、これまた同じように、開會途上國側としては一方的にこのような広大な海域に對する管轄權の設定を行なうことが必ずだろつと考へられておるわけでございます。専管水域の拡張といふのは、發展途上國側を中心にしてすべしとどんでん行なわれておりますし、一部の沿岸國的性格を持った先進國でも、そのような二百海里等の漁業専管水域を早く設定するという國內世論が強まっているというところもいろいろ新聞で報ぜられておるといふことございまして、非常に不都合な法ができるというところは非常に困るものであります。しかし、早く安定した妥當な法ができなければ、これもまた非常に困るという事態であらうかと考へる次第でございまして。

○稲富委員 この問題はこれで最後になります。が、それでは、この海洋法會議に臨むにあたりまして、わが國といたしましては、領海の幅員あるいは經濟水域という問題に對してどういふような基本的な方針で臨もうとするのであるか、臨むにあつたての基本的な方針について承りたいと思つてございまして。

○杉原説明員 まず、領海の幅員の問題でございますが、過去の一九五八年及び六〇年の第一回及び第二回の國連海洋法會議が領海の幅員をきめることができなかった。そのことが現在の海洋法秩序の混乱の発端をなしているといふ事態にもかんがみまして、わが國としては、現在一番多くの國が採用している領海に對しての十二海里の說と、これに對しての國際的合意ができるならばわが國も十二海里に領海の幅を定めることに異存はないといふことを海洋法の準備會議の場ですでに表明いたしております。ところが、問題は十二海

里だけでは済まないという問題でございまして、たとえば先進国の側にいたしまして、領海が十二海里にふえますと、従来公海として自由に航行できた百以上の海峡がそれぞれの国の領海の中に入って自由航行ができなくなる。海峡通過の自由の問題という、これまた日本を含め、その他の海洋国にとっては死活の問題を生じてくる。片や、開発途上国側にいたしまして、十二海里では資源の十分な開採ができないう。したがって、十二海里を承認する条件として、二百海里の資源管轄水域というものを設けなければならぬという主張をいたしておるわけでございます。

きょうは漁業のお話しが主たることだろうと思うのでございますが、実は、二百海里の資源管轄水域は、漁業とそれから海底鉱物の双方の問題が入っておるわけなんです。ところが、海底鉱物につきましては、国家の主権に属する領域の外の海、深い海は、これは国際海底として、国際社会の共同財産であるという原則の宣言が国連で一九七〇年にでき上がっておりますので、海底資源に関する限り、世界に自由なところはもう全くなくなっておるわけなんです。ところが、漁業に関しては、現在のところまだ領海の外の自由であるという伝統的な国際法が存在するわけで、ただ、沿岸国が十二海里では足りない。特に、開発途上国側といたしましては、自分たちの弱い漁業あるいは将来の食料の確保の見地から、より広い海域を自分たちの専属的な管轄水域としたいという主張を持っておることも、これもまた一がいにそういうことはいけないのだと申すこともできない次第でございますが、ただ、二百海里という海域は、先ほど申し上げましたように世界の海の四割前後をとってしまうというところで、あまりにも沿岸国の利益にウェイトが置かれ過ぎてゐる。他の国、もちろん日本あるいはソ連のような遠洋漁業国もこれに入りますが、それから海に面していない内陸国、あるいは海を持っておいても、国土のほとんどが陸の中に入っている地理的に不利な国々にとっては、その利益が十

分に守られないことが明らかだという意味で二百海里——たとえばのお話しでございますが、資源に關してはかなり広範な海に対する管轄水域というものができるにしても、その管轄権の内容について他の国の利益も十分考慮されたような、バランスのとれた法秩序というものがつくられなければならない。わが国としては、二百海里というものを前提とするわけではもちろんございせんが、そういう角度から開発途上国側の広い海に対する管轄権要求に対処したい、こういう所存でおります次第でございます。

○稲富委員 何を言いましても、この問題は日本の遠洋漁業に及ぼす影響が非常に大きい問題だと思ひます。これを進める上におきましては、大陸だなの問題等いろいろあると思ひますけれども、これは所管が外務省でございますので、苦勞もありましようが、日本の遠洋漁業の重大性から考えて、今後の一その努力を特に外務当局にお願ひ申し上げたいと思ひます。この問題について触れておりますとほかの漁業の問題に触れられまへんの、海洋法会議の問題については今後の外交的努力を強く要望いたしまして、この問題につきましては質問はこの程度で打ち切りま

す。次に、先刻林委員からも御質問いたしておったのでございまして、最近の重油の値上げの問題につきましまして農林省当局にお尋ねしたいと思ひます。が、内地においては従来重油が二万三千円であったのが、今度一万円また値上げになると、三万三千円になる。これがさらに外地に行きますと、外地の補給というのは六万円をこすというふうな状態になる。特に、ニュージランドのごときは石油基地がないという関係で、ほんとうに予測をされないような状態になるのであります。これがために遠洋漁業者が困る問題が非常に生ずると思ひます。これに対してどういふ対策を講じようとするのであるか。場合によりましたら、この重油の値上げに對しましては助成方法等も考えなければ相ならないという問題も惹起するのではないか

と思ひますが、これに對する農林省としての考え方を承りたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 石油危機が起りました直後におきましては、ただいま先生から御指摘のあったようなことがございまして、特に、マグロ船は外国で補給がなかなかむずかしくなつたということがございまして、これにつきましては、先生御案内のように緊急の洋上補給をやりました、マグロ船に對しましては、ケーブタウン沖の漁場に出漁してゐるマグロ船に對して六千五百キロリットル、ハワイ沖漁場の出漁船に對して四千五百キロリットル、豪州沖漁場出漁船に對して六千キロリットル、それから遠洋底びきに對しましては、ケーブタウン沖の出漁船に對して四千六百五十キロリットル、イカつり船、これはニュージランドの沖でございまして、それに一万五千キロリットルというように洋上補給をやつたわけでございまして、その後関係の人々からの話を聞いておりますと、だいたい海外の状況はよくなつてきたということでございます。さらに、昨日の新聞によりますと、アラブのアメリカに對する禁輸が一、二の国を除いて解除されたということ、物的な手配のほうはずいぶん緩和してきたということ、マグロの関係者等からも聞いております。

ただ、問題は値段でございます。この値段の問題につきましては、単にマグロ漁船だけではなしに全漁業の問題でございまして、それによつて経営が苦しくなつてくるというふうなことであれば、先ほど政務次官からも御答弁がございましたけれども、漁家の経営安定については何らかの対策を講じなければならぬということで、鋭意水産庁の部内においても検討中でございますが、いづれにいたしましても、過去の数字を見ますと、一年に二割ぐらい魚価が上がつてきております。したがって、経費の上昇分は魚価の上昇で吸収されれば問題ないわけでございますが、それにしても、先ほどのマグロで質疑がございましたように、いわばタイムラグと申しますか、ギャップがございまして、そのところへ経営資金の補給

その他のことがあるいは必要になつてくるかもしれないということ、事態を注視しながら、なお対策についても鋭意検討している段階でござい

す。○稲富委員 この問題につきましては鋭意検討をなされておるというのでありますが、さつき長官からも御答弁がございましたように、資材、重油が非常に高騰いたしております。この高騰に對して漁家経営というものが維持されていくような価格になれば、それはそれでけっこうでございますけれども、いまも検討しておるとおしやいますか、それがどうしてもつり合ひがとれない、ギャップが大きいということになりますれば、何らかの財政措置というものをやつていかなければいけないんじゃないか。そう言へばすぐ政府は金を貸しますとおしやいますか、融資というやつは返さなくちゃいけない。日本の食生活の上から食料対策として必要であるとするならば、遠洋漁業の振興上、資材あるいは重油に對する助成措置を講ずるということもわれわれは具体的に考えなくちゃいけないんじゃないか。検討されると思うが、これはそういうことも含んでの検討だと思ひますが、この点はいかがでござい

ますか。○内村(良)政府委員 漁家経営の安定ということから考えますと、やはり魚価の安定というものを一番考えなければならぬ。農産物につきましては、御承知のとおり、農産物価格安定に相当な財政支出をいたしてゐるやうなやつておるわけでございます。漁業の場合には、非常に腐りやすいということもございまして、従来そういった価格安定措置が非常に欠けております。しかし、先ほど御答弁申し上げましたけれども、最近では冷凍品が流通の半分ぐらいになつてきておるといふこともございまして、需給調整ができやすくなつてきておりますので、基本的にはやはり魚価安定対策というものが、これは緊急事態に比べれば長期の話じゃないかということでございますけれども、そこへ力を入れていかなければならないんじやないかと思ひます。

○内村（ ）政府委員　ただいま先生から御指摘がございましたように、わが国の遠洋漁業の直面しておる問題はたいへんむずかしい問題があると思います。したがって、その中であって、国際的には、いろいろな国際的な交渉を通じて漁場の確保をはかっていく。特に、開発途上国に対しては、これに資金、技術等の援助を結びつけな

では、ほんとうにこれを生きたものとして積極的に推進する必要があるのじゃないかということを私たちは考えます。

ここにおいて一番起こってくる問題は、これもしばしば論ぜられております沿岸漁業の公害の問題ですが、こういう問題に對しましても対処してまいらなければならないと同時に、積極的な整備

につきましては、私どもいたしましたしては、その損害賠償の要求が正当なものであり、かつ関係省からの要請があった場合にはソ連側に伝達する、そしてその善処を要求するという態度にいたしております。

○稲富委員　ただ、私がここで考えますことは、ソビエトに対してはサケ・マスの問題があるの

省より損害について申し出られれば外務省はそれ
に對して交渉するが、いまのところそれはまだ農
林省としては申し出がないのだというような答弁
のように承つたのでありまして、水産庁長官の答
弁と外務省の答弁はいささか違ふと思いますが、
いずれでございませうか。

○加賀美説明員 關係省から損害の状況は通報を

受けております。

○**稻富委員** どうも、さっきの御答弁と違ふようでございますが、いずれにしても、そういうことは、食い違つた点を私は責めるわけではございませんので、損害のあつた事実に対しては農林省は早く調査をして、交渉の任にある外務省に伝えて、この問題に対しては外務省も抜かりなく交渉を進めていただきたいということを特に私は強く要望したいと思ふのでございます。

これにかかつておると時間がありませんので、次に漁場整備の問題についてお尋ねしたいと思うのでございます。

整備の場所等に対しましてはけさからも質問なさっておったのですが、どうも水産庁としては、今回のこの整備計画の場所等は県からの要望があつてからやるというようなことで、明らかにされないようでございますが、これは明らかにされないような理由があるのでございますか。

御承知のとおり、予算書の説明書を見ますと、この中には、「沿岸漁場整備計画を樹立するため、これに必要な調査を全国四十都道府県に委託している」ということで、四十都道府県ということがはっきり予算書に説明されております。さらに、また、「栽培漁業を効果的に推進する等のため、新

たに育成水面制度を創設することとし、四十一年度に全国十地域につき」ということで、都道府県は四十都道府県だ、それから育成水面制度を設立するのは全国十地域だということをはっきり予算書に書いてある。予算書にこういうことを説明する以上は、水産庁としても、大体どこだと言われて

いうことは計画があらなければ明らかにされない
と思う。これをはっきりここで答弁されないとい
うことは、答弁できない理由があるのでございま
すか、どうなんですか、その点を承りたいと思
うのでございます。

○内村 良) 政府委員 現在、水産関係者の間で、魚礁というのは非常に効果がある、極端な場合、バスを海に埋めておけばそこに非常に魚がついてくる、だから、全国日本の津々浦々まで日本の海に

を魚礁で包んでしまえというような意見もござい
ます。これは確かに一つの考え方でございます
が、私どもといたしましても、大型魚礁という
ものをこの際大いにやりたいということを考えま
して、今度の法律をお願いしているわけございま
す。

そこで、それでは五十年から計画を立てまして、とりあえずは五年計画でやろうと思えますけれども、どこの場所ですだけの魚礁をやるかということは、やはりこれは海の状況もございますし、従来、魚礁というものは、大体岩があるところにさらに魚礁をつくりまして、岩を補完するところ

いうような形にしておったわけでございますが、できれば海の砂地に一つ大きな魚礁を置いてみて、お城みたいなものをつくってみたらどうか、そこへ新しい魚が集まってくる、一つの漁場ができるのじゃないかという意見もございます。そういうことになりますと、やはり現場の実情を見な

がら考えていきますと、ただ水産庁が頭の上でつくつても机上プランになってしまうという問題がございます。そこで、四十九年度はやや迂遠でございませうけれども、八千万円ばかりの金を使いまして、各関係の四十県にいろいろ調査をし、意見をだしてもらい、そういうことを考えて具体的な

な計画をつくらないと、単なる机上計画では意味がないというところで、繰り返し御説明しておりますようなやり方をしていくわけでございます。したがって、われわれといたしましては、今後の沿岸漁業の振興のために、今度の措置は基礎整備の非常に大事な問題だ、したがってそれを理

実性のあるものにして大きな計画をつくりたい、それをもつて財政当局に要求し、沿岸漁業の整備をはかりたいということを考えておりまして、そういう立場から、やや迂遠ではございますけれども、まず県の調査を聞いて計画をつくりたい、

ういうふうに考えておるわけでございます。

○稲富委員　長官、私たちが考えるのは逆でございまして、沿岸漁場整備開発法というものを制定する以上は、水産庁としてもっと自信を持つ

で、こういふところにやるんだ、そうしてこれをして対処するんだという気魄と自信というものを持って対処してもらいたいわけで、われわれは強くその気持ちを持ってやるわけなんです。にもかかわ

らず、ただ一応示しておいて、各県が立ち上がってきてそれに応ずるのだということだと、いかにも水産庁として自信がなき過ぎるような感じが逆にするのですよ。私は、この問題をほんとうに現実の問題として生かして、この法案を生かしてもらいたいという意味から特にそういうことを強く迫っておるわけなんです。特に、沿岸漁業、この重大な時期でございますし、特に、沿岸漁業が

重大な時期でございますから、この点に對しては、遠慮なく、積極的に、自分のほうは自信を持ってやっていくのだという態度でやってみらいたい。ただちよつと示しておいて、これにこたえてこられて、それに乘っていくのだということでは自信がなさ過ぎるようにわれわれは思うのです。

そういう点から私は特にこの点をお尋ねして、もつとあなたのほうではつきりなさったらどうですかというような意味からこの点を私は強く申し上げておるわけなのでございますから、今後は、これの実施にあたってはほんとうに自信を持ってやっていたきたい。こういうことを特に私は要望

しておきたいと思うのでございます。

それから、次に、近代化資金の対象を拡大された事情ですが、これはけっこうでございますが、この金利の問題でございますね。これは一時、前から安くされておつて、また五厘上げられた。ところが、今日は漁業のこういうような時期でござ

いますから、この近代化資金の金利というものは、できるだけ安くすべきじゃないか。これに対しては国及び県において利子補給をやつて、漁民ができるだけこれによって恩恵をこうむるような金利体制を確立することが必要じゃないかと私は思

う。こういう時期にまた復元なさったといえども、この際金利を上げるといふことはどうかと思ひますので、これに対して金利対策の利子補給等もやるということで行政的な処置をやつていこう

というようなお考えはないのであるか、また、こういうことでやってもらいたい、こういうことを強く要望しながら意見を聞きたいと思うのでございます。

○内村(良)政府委員 先生の御指摘は非常によくわかります。近代化資金の金利が漁業者の立場から見れば安いほうがいい、これは当然でございます。ただ、ここで一つ問題になってまいりますのは、近代化資金の原資が系統金融から出されて、それに利子補給をしているということ、それから、金融につきましては、公庫資金その他いろいろな市中の資金等の金利体系の問題がございまして、その金利問題が、この問題と、この問題と、

す。そういう金利体系のお話しいたしますと、それは一つの逃げ口上だという御批判をよく受けるわけですが、やはり、現実問題としては、金利体系の問題が争われない問題としてあるということを考えますと、近代化資金のような政策金融の金利水準の問題はどうあるべきかという基

本的な問題がそこへ出てまいります。と同時に、系統金融でございますから、一定の利子補給のワクですつとやっています場合には、金利が上がつてまいりますと系統の経営が問題になってくるといふ問題もございます。この点につきましては昨日も美濃先生の御質問でだいぶ議論のあった

ところでございますけれども、私どももいたしましては、近代化資金のような政策金融の金利水準が全体の金利水準との関連でどうあるべきかということと、それから原資が系統から供給されているという事情がございますので、系統の経営問題もからめながらこの問題は処置すべき問題ではない

いかということ、一時的に利子補給をふやしていくということだけではたして問題が解決するのかどうか、その点はお慎重に検討すべき問題が多々あるのではないかと考えているわけでございまして、最終的にはこれは政策的な事項として

決定さるべき問題じゃないかと私は思っております。

○稲富委員 それでは、次に、養殖漁業につきまして二、三お尋ねを申し上げたいと思うのでござ

いすが大きな問題につきましては、いづれ大臣に質問することにいたしまして、質問を保留いたしまして、小さい具体的な問題を二、三お尋ねしたいと思うのでございます。

○養殖漁業、これは現在栽培漁業とも申すのでございすが、漁業の飼料というものが御承知のとおり相当に使われるわけですが、この漁業のえさ、魚のえさというものはなかなかいろいろと難多でございすが、これに対する内容の成分等をどのくらい水産庁は把握していらっしゃるのか。また、この成分等をもっと明示するようなこともやるべきではないかと考えておりますが、この漁業のえさの問題に対しての水産庁としての考え方を承りたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 養魚用の配合飼料の成分基準に関する御質問でございますが、現在のところ、配合飼料の成分基準及び検査等については制度化されておられません。その背景としては、養殖用配合飼料の開発普及がなされてまだ日が浅いという点と、完全配合飼料としての成分については目下研究開発途上の段階にございす。と同時に、養魚用の配合飼料の総生産量は約十万吨と、家畜用の飼料に比べてきわめて少なく、これまで、各県の水産試験場等の試験結果等に基づきまして、各飼料のメーカーが自主的に品質の向上につとめると同時に、メーカーがメーカーの責任において成分表示を実施しているというふうな段階にあるわけでございます。何といひましてもまだ日が浅いものでございすから、もう少し蓄積をしてから制度化するかどうかということは研究すべき問題だと思ひております。

○稲富委員 養殖漁業をやる上におきまして、配合飼料というのは非常に大きなウエートを占めるのです。特に、養殖漁業をやっておりますと、ほかの動物と違ひまして、魚というものは食べれば食べるほど大きくなるのです。そのかわり、食べ過ぎで失敗するというのも多いわけなのです。同じえさをやるのでも、ほかの動物と非常に違ひまして、これは天候に支配されて、食べる日

と食べない日とある。天候のよいときは相当に食べても活動しますからいいけれども、天候の悪いときにたくさん食べると、今度は活動しないから消化不良を起こすという問題になってくる。それほどえさというものが養殖漁業には非常に大きなウエートを占めるわけなのです。こういうふうな養殖漁業等がだんだん大きな問題に取り上げられることになりまして、これに対しては、配合飼料の規制といひますが、こういうことも当然やらなければできないと思うのでございまして、そういう方向で進むべきだと思ひるのでございすが、いかがでございすか。

○内村(良)政府委員 そういふ方向で検討したいと思ひます。

○稲富委員 次に御尋ねしたいのは、このえさにつきまして、漁業の薬品の問題であります。これは非常にいろいろな薬品を使つておりますが、病気を少なくするため、成長させるため、中には抗生物質等の薬品も使つております。これが人体に及ぼす影響等も相当に考えなくてはいけないと思ひうのであります。この漁業の薬品に対しては、まず、水産庁としては、どういふふうなふうにこの薬品の問題を認識なさつておるか、この点を承りたいと思ひるのであります。

○内村(良)政府委員 水産用の医薬品として一番問題なのは、ただいま先生から御指摘がございまして、魚の場合には、抗生物質ではないかと思ひます。それで、魚の場合には家畜と違ひまして、体内に入りました抗生物質が通常は四十八時間以内に体外に排出されますので、食品としての魚について、これらの抗生物質の残留が問題になることはほとんどないのではないかと、いふふうな化学的な知見を持つてゐるわけでございます。現在のところ、その飼料については特別な規制はしておりません。しかし、魚苗の病原菌の耐性が増加するおそれがあるのではないかと、いふふうな問題もございまして、水産庁といたしましては、水産試験場の職員等に対して、病状に応じ適量を投与する等使用方法について養殖業者を十分指導する

ように、研究会議その他を開きまして指導してゐる段階でございす。

それから、水産用の医薬品についての製造承認事務は、現在畜産局がこれを所管しております。しかし、水産関係につきましては、承認に先立ちまして、そのつど水産庁に合議をしておりますので、私どももいたしまして、担当官は十分こまかく知つてゐるわけでございます。

そこで、抗生物質について、魚の場合には、ただいま申し上げましたようにほとんど残留性の危険はないわけではございすけれども、なお、人体に影響があつてはいけないので、通常出荷前五日ないし二週間程度は使わないようにしろということ指導しております。製剤の際、使用上の注意としてそのことを明記せよというふうな指導をしておるところでございます。

○稲富委員 厚生省に伺ひますが、ただいまお聞きのように、魚の薬品といたしまして抗生物質は相当使われております。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕
私たちが、これが人体に及ぼす影響等に対しては、ちやうど農薬を使つて人体に及ぼす影響があつたように、将来相当に検討すべき問題ではないかと思ひるのでございすが、これに対して厚生省としては、こういう抗生物質を使つておることをどのくらい程度御存じでございすか。また、これはいいと思ひていらつしやるか、将来どういふようなことをやつたらいいと思ひていらつしやるか、これは一番その任に当たられる厚生省としての意見を承りたいと思ひるのでございす。

○岡部説明員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘のように、水産業、特に養魚におきまして、クロラムフェニコールあるいはテトラサイクリン系統の抗生物質が使われております。それで、ただいままでの知見によりまして、ただいま水産庁から御答弁がございしましたように、通常の状態におきましては四十八時間以内に魚体内から消滅するわけではございすが、この使用量によりましては、特に内臓等に残留する場

合もございす。したがひまして、私どもの立場から申し上げますと、残存する可能性のある医薬品につきましては、なるべく使用量を制限し、適正な使用をいたしていただきたいと考えております。

○稲富委員 これに対する規制をするとか、そういうふうなことに對しての必要性は厚生省としてどうお考えになっておりますか。ただ行政指導だけでいいのであるか。

○岡部説明員 食品衛生法のたてまえから申しますと、特定な場合を除きまして、食品に抗生物質が残留してはならないという規定になっておりますので、この規定に合うような使用方法ということ——行政指導はもちろんでございすが、これが規制ができれば、それが正しく守られるようにいたしたいと思ひております。

○稲富委員 次に御尋ねしたいと思ひます。これは水産庁長官も御存じだと思ひますが、最近海外よりいろいろな種魚または魚の卵が輸入をされます。これがわが国の魚にも感染いたしました。えたいの知れない病気が発生する例がたふさんあるでございす。つまり、魚の中にウイルス病とかあるいは細菌病が急激にふえてゐるという状態があるのであります。数年前フランスからウナギの白子が入つてまいりましたが、そういうことがほかのウナギにも感染いたしました。ウナギが全滅をしたというふうな事例もあるわけでございます。

ところが、御承知のとおり、今日植物を外国から輸入いたしましたときには、植物防疫法によつてずいぶん検査も受けます。動物にしましてはやはり検査を受けるが、ところが、魚介類だけは全然検査を受けないで、これはもうフリーパスだ。こういうものを野放しにしておいていいのであるか。植物防疫法があるように、魚介類に対しても防疫対策あるいは検査対策というものをやる必要があるのではないかと考えるわけではございすが、これに対してはどういうふうな考え方を持つていらつしやるかを承りたい。

す。

○**稲富委員** いろいろ質問したいことがありますけれども、残余の私の持ち時間はいづれ大臣に質問することといたしまして、本日の質問はこれで終わります。

—

○**仮谷委員長** この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

ただいま審査中の三案につきまして、参考人の出席を求め、その意見を聴取することにしたといと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○**仮谷委員長** 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出席日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任をお願いしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○飯谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○飯谷委員長 質疑を続けます。島田琢郎君。

○島田(琢)委員 今回政府側から提案されております水産三法について御質問を申し上げてまいります。

きようは大臣がいらいしやいせんので、大部分を保留することになると思いますが、委員長よりよろしくお取り扱いをお願いいたします。

最初に漁業法の関係についてお尋ねをしておりますが、いままでの質問の中でほとんど出尽くしているという感じがありますから、重複している部分をできるだけ省きたいと思っております。しかしながら、非常に大事な点がたくさんありますので、御答弁はできるだけ簡潔にお願いをいたしますが、重複する部分についてはお許しをいただきますしたいと思います。

今回の漁業法の改正にあたりまして、一つの考え方として出されておりますものは補償の手厚い措置というふうな売り込みでありますし、さらに、また、負担をできるだけ合理化していき、合理化でき得ない部分については国が責任を持つ、大まかに分けまますとこういうふうに分類されていくように思います。しかし手厚い補償と言いつても、手厚い補償ということとはよく田中總理が口にするのでありますけれども、高福祉、高負担で、福祉を厚くすれば負担が重くなるのは当然だといふ考え方がこの漁業法の改正の中でも出てくるのではないかと私は受けとめているのであります。が、手厚い補償とは、一体どこまでが手厚いのだといふふうに提案された政府側としてはお考えになつてゐるのか。そして、また、一方では、そのために漁業者の負担が重くなるという実態も出て

いるようでありまして、これらのバランスというもの——これは議論をするにすぎないふんむずかしい議論に発展するのでありますけれども、手厚い補償をしながらできるだけ負担を低く抑えていくといふ考え方がありませんと、今日の漁業者の実態から見ても、世界で二番目の水揚げを誇る水産国日本だと言われながらも、それをささえておられますのは大部分が零細漁民の皆さんでありますから、農業の關係と比べてみましても、いままで比較してみます中では、漁業関係の災害補償一つ、あるいは近代化資金の問題一つ取り上げてみましても、非常に格差があるというふうにも見えております。それをできるだけ埋めていくということでも、今の水産三法の提案がなされていくということでも、その面では一歩あるいは半歩前進だといふふうには私はこれを評価いたしておりますが、この漁業法というものは非常に大事な法律でありますから、まず一点で、長官から、こうした補償制度の改正にあつての手厚い補償と、できるだけ漁業者の負担を低くするという考え方に立つてこれを進めていくべきだといふ私の考え方に對してお答えをいただきたいと思つております。

○内村(良)政府委員 ただいま提案しております漁業災害補償法の改正は、まさに先生から御指摘のあつたような精神でやつておるわけでございまして、補償の内容の充実につきましては、共済限度額の算定方式を、従来のやり方を変えまして、過去三年加重平均でとつて、それに一定の率をかけていたものを算術平均にして、そのかわり魚価の上昇率をかける。それに現実に合わせて限度額率を、これまででは個々にやつておりましたのを漁業種類ごとに一律にするということで、補償を厚くすると同時にわかりやすくするというような改正をしております。

それから、てん補率につきましても、これは従来は全事故比例でてん補方式一本やりでやつておつたわけでございますけれども、たとえば非常に事

故が少ない低事故の人の場合には、低事故の人でももたえる機会が多くなるような約定限度内てん補方式を入れるとか、あるいは逆に今度は、深い傷に深く補償するといふような低事故でない補方式といふようなものを選択できる——これは第三号漁業法についてそのような措置をとつておるわけでございまして、そうしたことをやりながらてん補内容の改善をはかつて、てん補を厚くしておるわけでございます。と同時に、てん補が厚くなれば掛け金が高くなるんじゃないかという問題がございまして、確かに、計算いたしてみますと、今般の改正によりまして掛け金は高くなります。この高くなつた分を国庫補助をふやしまして、それを補わなければなりませんし、さらに、先ほど申しましたてん補方式の選択制の採用によつて掛け金がまた非常に変わつてまいります。そういう面がございまして、実態は、今般の改正によつて補償は厚くなり、掛け金は、漁業種類によつては若干高くなるものもございまして、高くなつても、できる範囲で、国庫補助の増加によつてある程度をいつを下げているといふような状況になつております。もちろん、補助率の關係から、それは全部上げる分を是正するところまではいっておりませんけれども、かなりの面につきまして私どもは努力したつもりでございまして、

二十トン未満の船の漁業と小型定置でございまして、そういうものにつきましては、この六〇%を六五%に上げることとしたしております。また、国庫補助の対象として、現行では基準漁獲金額が四千万円未満で、かつ漁船漁業の場合百トン未満となつておりますが、この制限のうち金額制限を緩和しまして、基準漁獲金額については、八千万円未満の分についても国庫補助の対象とするといふふうに、最近いろいろ魚価が上がつておりますから、そういう点につきましてもかなりこまかく配慮しているわけでございまして、五〇%それぞれ底上げをして補助率を高めた、また、金額にしても、倍にしててん補率を高めた、と、こういう御説明でありますけれども、そもそも、合理化し切れない部分というのは一体どういふふうにおわれれば理解すればいいのでしようか。合理化し切れないという部分を国の補助率を高めて救つていくということでありまして、この負担の合理化といふことについては先ほどいろいろ御説明がありましてから、それはわかりました。その限界といふことは、残る合理化し切れない部分といふのは、たとえばいまのように五%上げて救つていくといふ、その五%部分が合理化し切れない部分だと今度の改正の中で理解していいのでしようか。

○内村(良)政府委員 御質問の合理化し切れないという点の解釈の問題が必ずしもはつきりいたしませんけれども、数字で若干申し上げまされども、漁獲共済の場合、今般補償が非常に厚くなるということがございまして、平均掛け金率が現在五・五%であるものが今般は七・七%になります。これは平均でございまして、今般はずっとこまかく漁業種類別に料率をきめますから、漁業種類によつて違つてまいります。一応平均で申し上げますと七・七%になります。そのことは、掛け金が四割上がることになるわけでございまして、四割上がったのは非常に影響が大きいので、先ほど申しましたように、いろいろ補助率をふやす。それをま

た、平均の数字でございますから漁業種類によっても多少違ってまいります、平均の数字でいきますと、上げ幅が四割上がるのが二九%になるということでございます。したがって、上がるではないかという点でございますが、平均では確かにそのように上がりますが、しかし、その反面補償は厚くなる。それからさらに、先ほど申しましたてん補方式の改正がございまして、そこで、全事故比例てん補方式ではなしに、約定限度内てん補方式をかりに採用したということになりますと、その人たちにきましては掛け金率が普通の水準から三割安くなります。さらに低事故不てん補方式をとりますと七割に下がる。七割、七〇%程度の引き下げとなるということもございまして、そういったてん補方式の選択制の導入というようにことを考えますと、第三号漁業についてはいままでよりも非常に補償の内容が合理化され、掛け金も低くなる、こういうような効果もあるわけでございます。

○島田(琢)委員 そうすると、具体的にいろいろなケースがあるから、それを一律平均で聞いたらお答えになるのも一律平均でしか答えられないのでしようけれども、少なくとも四割上がった、実質二七%の負担率の増加になる。そうすると、補償はその分厚くなるからということをおっしゃるが、それじゃ補償の厚くなる部分というのは平均して何%くらいですか。

○内村(良)政府委員 これもいろいろ遠いですがからこまかく計算してみなければならぬわけでございますが、大体平均で申しますと、補償は従来よりも四割ぐらゐ厚くなるわけでございます。

○島田(琢)委員 これはやってみた結果でないと、最終的にはほんとうに四割なのかどうかという点もわからないと思うのですけれども、この辺の議論になってくると、実際に出てきた数字が一つの根拠になって議論をしないと、政府側のあなたのほうでは四〇%補償が厚くなるからという説明でも、実際やってみたらもっと下がるのかもしれぬ、もっと上がるのかもしれぬというよう

な問題が出てくるので、なかなか私も議論しにくいのですけれども、この辺が末端の漁家にしてみればたいへん関心の高いところでして、総体的にがさはふえた、えらい補償額が上がったというように思われるけれども、差し引き勘定してみたら負担のほうもふえておつて、従来の漁法よりもさっぱりメリットがなかったということになっては困るものですから私はお聞きをするのですけれども、なかなか結果的な数字がないからすれ違い議論に終わっちゃうのですけれども、これはそういうことはないと確信の上に立っているのですか。

○内村(良)政府委員 平均でお話しをいたしますとどうもなかなかあれなのでございますけれども、たとえば第三号漁業の漁船漁業の大部分はこれに入っているわけでございますけれども、底びき漁業の二十トン未満の場合には、全事故比例てん補方式でございますと掛け金率が六・一%になります。それが約定限度内てん補方式になると五・〇%になり、さらに、もう深い事故だけ見てもらえばいいというように三割足切りの低事故不てん補方式になると一・三%になるというように今度のてん補方式の改善というのは、漁業者にとっては、自分の経営実態に応じたいという選択ができるということになりますので、そういった面の効果というのは非常にあるんじゃないかというふうに私は考えております。これは漁業の種類によりまして、漁業区分によつてだいぶ違いますので何とも言えませんが、従来よりは補償のやり方が非常に現実的になり、漁家にとつても入りやすくなつていくというふうなところになっていくと思ひます。

○島田(琢)委員 ちょっとしつこいようですけれども、重ねて聞きますが、私どもにしても、漁業者にしても、そういうふうな宣伝をされたような中で実際やってみたら結果が違ふということではほんとうに困るのです。政府としてはかなり確信を持った数字を基礎にして、やはり、われわれがうんそうかといつて納得できるような内容でない

とほんとうに困ると思うのです。そこを私は申し上げているのですけれども、実際やってみないとわからぬということについても相当部分は理解ができるからこの辺でやめまされども、しかし、手厚い補償だと言いがら、結果としてわれわれの手出しのほうが多くなつたというふうな結果にならぬようにこれは十分配慮していただきたいと思ひます。

そこで、今度の改正の中では義務加入制度というものを導入したことも一つの改正の大事な点になつておりますが、義務加入というのと強制加入というのとはどう違ふのだろうか。確かに、定義の上から言えば、強制加入というのは一つの罰則規定がくつていて、これはいやもおもうもない強制加入である。しかし、この法のねらいから言いますと、三分の二以上の同意があつた場合には、残りの者が不服があつたつて、あるいは参加を拒否しようとしたつてできないのだ。しかし、強制は罰則があるから泣き泣きでも入らなければならぬが、義務加入というところになるとかなり精神的な面がこへ加味されていて、どうしてもいやだという者は、幾ら義務だからといって入れるわけにはまいらない。そうすると、その辺、現場での実態というものがそういうふうな形になつてきたときには、この内容はどうするということにお考えになつておられるのですか。

○内村(良)政府委員 現在の漁法の場合、第一号漁業は加入区の全員が入らないと入れないというところになつております。したがって、一人でもいやだという人がいると、入りたい人が九十人いても入れないということになります。加入の促進に非常に障害になる。そこで今般義務加入にしたわけでございますが、その場合、三分の二の人が同意すれば当然入れる。どうしてもいやだという人が三、四人いるという場合に、ほかの人が全部入れるということになりますので、その意味で入りやすくなつていくわけでございます。それから、強制加入と義務加入とどう違ふのかという問題でございますが、強制加入の場合に

は、これは罰則が伴つてくるわけでございます。すなわち、掛け金を払わないという場合には強制徴収の規定がございまして、国税なり地方税に準じて取るというようなことになるわけでございます。したがって、義務加入のほうはそこまではいいませんが、義務加入のほうはそこまではいいませんが、入らなかつたという道義上の不履行が残るという点になるわけでございます。そこで、現在の漁村の実態等から考え、あるいは憲法の問題等を考えますと、やはり、義務加入程度が一番現実的なのではないかとこのように考へて義務加入制度にしたわけでございます。

○島田(琢)委員 ほんとうは三分の二と言わず、一〇〇%の人たちが、たとえ零細な漁業者であっても喜んで加入できるという、そういう制度に窓口を広げていくべきが本来この制度のねらいであり、趣旨でなければならぬ。ですから、強制加入なんというものはもちろんいかにいかにきつて、きつて非民主的なやり方であるからそれはいけない。ただ、三分の二の人たちが入りたくても、従来から一人か二人反対してももうこの制度はだめだつたというものを前進させるために義務加入という方式をとつたと言つても、それは一つの制度の改正にあつたつての逃げであつて、本来はみんなが入れるというふうな制度に持つていくのがほんとうの親切なやり方だと私は思ふのです。しかし、一歩前進しているから私はこれ以上追及しませんけれども、やはり、こうしたものを進めていける長官としては、私がいま申し上げたような考え方に立つて、だれでも喜んでこれに加入できるように制度をつくつていくということに全力をあげて取り組むべきだと思ふのであります。

それから、特定養殖共済の実験ということでありますが、この特定養殖漁業とは従来ノリだけに限定しているようでありまされども、ノリがなぜ特定養殖になつてくるのか。それから、この実験共済は何年くらいやろうというお考えか。それから、規模はどれくらいか。それから、その場合の国庫補助率はどれくらいにお考えか。長官は前も経済局におられて農業関係の共済なんかに

しかお詳しいはずであります。農業共済にも昨年

から畑作の実験共済が始まり、その前には果樹の

実験共済なども経て、それぞれ一つの型というも

のが農業共済の場合にはでき上がっています。養殖

共済の場合についても、精神としては農業共済と

同じような形で、同じ窓口である農林省なんです

から、あまり差がないようにしていくのがほんとう

だと思ふのですが、この実験共済をおやりにな

るうとする基本的な考え方というものがまずどこ

にあるのか、そして、いま私がお尋ねしたような

点についてはどういうふうに今後進めていこうと

します。これも畑作共済の実験と大体同じような考

え方をしております。それから、国の補助率でござ

いますが、これはノリの養殖共済に対する国の補助率の最高の五

%をとるということによって処置したいというふうに考

えております。○島田(環)委員 この実験共済でも畑作みたいな

足切りをやるのですか。この中に足切りなんてい

う制度があるのですか。○内村(良)政府委員 漁業と農業とは非常に違

っております。この收穫共済の場合には足切りは

ございせん。○島田(環)委員 次に、赤潮特約制度というのを

今回新しく入れた。これも皆さんの側から言え

ば一つは目玉だというふうにおっしゃりたいん

度で見るべきではないかと思ひます。それから、赤潮は御承知のとおり最近非常に大

きな漁業の被害の原因になっております。赤潮に

つきましては、都市の下水その他に基づいてい

る公害的な面と、それから、赤潮は、戦前から発

生しているわけではございまして、自然条件によ

って発生する場合とございまして、その仕分け

が非常にむずかしいというところで、他の公害より

も損害発生との間の因果関係の証明が非常にむ

ずかしいということもございまして、同時に、最近

の赤潮の被害というのは非常に多発しております

で、これをそのままほうっておくわけにもまいり

くのだ、原因がはつきりして、だれがやった

かもわかっていられるけれども、それはこの制度の中

に入れる、こういうふうにするというお考えです

か。○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘の

あったケースは、それは赤潮の発生とはちよ

と違ふのじゃないかという感じがいたします。た

えば汚水が出て、そこで赤潮が発生しない限

り、赤潮の被害にはなっていないというこ

とでございまして、そういった都市の下水その他によ

って海が非常に富栄養化する、栄養が非常に

多いところから赤潮が出てくるというこ

二七

昭和四十九年三月二十日

農林水産委員会議録第二十三号

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十三号

農林水産委員会議録第二十三号

農林水産委員会議録第二十三号

農林水産委員会議録第二十三号

農林水産委員会議録第二十三号

農林水産委員会議録第二十三号

農林水産委員会議録第二十三号

つぐらひのメニューがあるようですが、それによつて自由選択できるという仕組みに変えた、これは今度の改正の中の重要部分だ、こういう説明のようでありますが、このメニュー方式によって自由選択ができるということは、加入者の側から言うとうとういうメリットになりますか。

○内村(良)政府委員 漁業の種類によって、非常にその被害が少なく、安定漁業があるわけでございます。カツオ・マグロ漁業とか底引きなんかがそれに当たるわけでございますが、そうした人たちにとりましては、浅い被害を広く補償してくれたいという要望がございまして、ですから、そういうものにつきましては、事故率が約定期限以内の場合の約定限度内での補方式のほうがいいわけでございまして、同時に、まき網のように事故を受けるが、そういうものにつきましては低事故率でなく補方式で、これは農災のほうのことばで言いますと足切りになるわけでございまして、言いましますと足切りになるわけではございません、これは保険事業が漁業の種類によって違ふわけでございまして、浅く広くやってくれという漁業の種類と、それから、いやもうふだんはいいんだが、大きく受けたときに補償してほしいという希望がございまして、従来はそういったことに全然関係なく比例して補方式でやってきましたわけでございまして、今度こういってん補方式の改正をやりまして、漁業者が選択できることになるといふことは非常に大きなメリットではないかと思ひます。同時に、先ほども申し上げましたけれども、これによつて掛け金率が下がってくるというところがございまして、二重にいい効果があるのではないかとこのように思ひます。

○島田(琢)委員 説明を聞いておりますとけっこうよく、実際やってみるとこのとおりいくかどうかというところに私は非常に心配がおりますけれども、ここで議論をしていても、実際やってみないとわからぬという議論になってくれば、これはすれ違ひになってしまうのです。

ところで、私は去年も漁船法その他の水産三法の問題でオホーツク海の流水対策ということについて触れたわけですが、これはどうも困つたものである。私も毎日流水をながめませんが、流水の中におりますと、流水がいいとは思ひませんが、思ひます。あれは困つたものだと思ひます。であります。よそからおいでになった方は、わざわざ流水を見るために北海道までおいでくださるので、そういう点から言うと、流水があつたほうが観光に来られる人のためにはいいんだらうけれども、しかし、この流水たるや、私もオホーツク海で漁業をやっている者にとつては実に困つた存在であります。流水対策というのはどういふふうにしたらいんだらうということを聞いても、昨年、まことに困りましたという答えしか返つてこないから、これはまた重ねて同じことを聞いてもしょうがありませんが、私はサロマ湖のふちで牧場を経営しておりますから、サロマ湖とともに三十年この方生きてきたのですけれども、実は、最近かつてない流水の流入という異常現象が起きて、そして、一月の末からサロマ湖はこの流水に振り回されて戦々恐々という状態です。また、これから三月末、四月の上旬にかけて南風が吹いて流水の移動が始まると、せっかくここで養殖しているホタテとかカキとか、こういう貝類が水とともに外海に持ち出されてしまふというところで、いまその対策のために現地はたいへんな大騒ぎしております。長官、お聞きだと思ひますが、この十七日には自衛隊のヘリコプターを頼んでまして、空の上から融雪促進のためにもみぎらの焼いた粉をまきまして、そして、上に出ている部分を溶かす、また水が浮かんでくる、そういうところとまたその上にもみぎらをまいて溶かす、こういうやり方で苦心惨たんしている。あるいはダイバーを海の底に入れて、その対策をどうしようかという研究をやつたり、砕氷船を入れて水を割つたり、たいへんな騒ぎをいまサロマ湖はかかえているのであります。昨年から、カキの養殖あ

るいはホタテの養殖についても共済対象として取り上げられていられるのですけれども、この流水のこつた被害というものは、いわゆる共済対象の立場から言えば恒常的に起こつてくるというふうに見るべきだと私は思ひますが、こつたというふうな異常な状態が起つた場合には、これをどういふふうな取り扱いをすればいいか。たとえば異常災害と見るべきか。前段に私が申し上げましたように、私どもにとつては流水というものは切つても切れない悪縁の中にありまして、毎年必ず流水の問題で悩まされていられるわけです。このオホーツク沿岸におけるこういうことへの対策については、こういう共済制度の中ではどのように取り扱いをしていかなければならぬのか、こういう点について明確な判断を水産庁としてはお持ちなのでしょうか、それをちよつとお聞きしたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 私どももサロマ湖周辺の流水の被害については承知しております。そこで、これを現在の漁業制度の中の保険設計の問題として何とか解決できないかという御質問ではないかと思ひますが、漁業共済の場合には、現在のところ、異常、通常というふうな区分をしていないわけでございます。したがひまして、現在の保険設計の中でこの問題を解決しようとしてもなかなかむずかしいという問題でございまして、

○島田(琢)委員 そうすると、保険共済の立場からでなくて、この流水は異常災害だという取り扱いにならざるを得ないという、こういう判断だと受けとめてよろしいですか。

○内村(良)政府委員 私どもも、こつた被害状況を等については承知しておりますけれども、それを災害対策として、異常災害として考えるかどうかという点につきましては、これは関係方面もございまして、よく検討してみなければならぬ問題だと思ひます。

○島田(琢)委員 政務次官、いまお話しをお聞きだと思ひますが、サロマ湖の故事来歴を少しお話しすれば、サロマ湖のカキというものはずいぶん古くからあつたのだが、どんな歴史を持つてお

るのかと思ひて私が近ごろ調べてみましたら、これが実にかなり早くから取られておつて、寛政十年からサロマ湖のカキというものが取られておつた。そういうふうに非常に歴史の長いサロマ湖のカキであるようなのです。それで、一時期サロマ湖のカキというのは岩礁をなすほどたくさん海の底に折り重なつて育つていたが、それがだんだんなくなつて、最近、昭和二十七年になつてから養殖に切りかえて今日に至つておるのですが、こういうサロマ湖のカキの養殖あるいはホタテの養殖というのは、サロマ湖の沿岸におきます漁業者にとつては、これにしかたよれないというほど深刻な状態になつておるわけですね。そういう中で今回のような事態が起つてまいりますと、まさに壊滅的打撃を受けることになるわけでありまして、これから先の流水が動き出すときのほうがよほどまだ大きな被害になるだらうということで、私自身も戦々恐々としておるのですが、いまの長官のお話しは、これを異常災害と見るべきかどうかという判断は、かなりの部分政治的判断が出ていなければならぬだらうという意味のように私は受けとめたのであります。こういう災害が発生するという問題は、ひとりでサロマ湖内の問題ばかりじゃなくて、オホーツク沿岸における流水の対策という大きな立場でこれをとらえていきたいと思います。なかなか解決しない問題ではあるのですが、こういう対策に取り組む場合に、政務次官としては、この災害の取り扱いについてはどうすべきだと思ひますか。あらかじめそのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○渡辺(美)政府委員 この共済制度というのは非常に専門的、技術的で、政治的に簡単明快に一言で言うことはなかなかむずかしいのです。これは被害の程度あるいは被害の範囲等いろいろあることがありますが、いま事務的にいろいろ検討しておるし、政治的に全体の範囲とかその程度から見て、これは異常災害に入れたほうがいいというふうに入りますが、いまのところまだそこまでは思ひてお

らないので、もう少し技術的な面を検討させてみたいと思っております。そういうことも十分頭に入れて検討いたします。

○島田(琢)委員 長官は、現行共済法によつてはとも解決できぬだろうとさつきおっしゃったですね。そうですね。だから、それじゃ政治的な解決以外にないということ、たとえば異常災害としてとらえて対策をするのかということにならざるを得ないでしょう。いま、政務次官の御説明だと、まだあるいは制度の中でとらえられる部分があるかもしれないから研究すると言う。これはお二人の言っていることがたいへん違うんですがね。

○内村(良)政府委員 政務次官のおっしゃった御答弁と矛盾してないかと思つてございます。私が申しましたのは、異常、通常という保険設計で、御承知のとおり、農産物の場合には異常災害、通常災害という料率計算をやっておりますが、ああいうことはこの共済ではやらないでございまして。したがって、そういった意味の異常災害というふうな取り扱いにはできない。しかし、ホタテなりカキが養殖共済に加入すれば、もちろんそこでカバーされるわけでございまして、ワケ外の問題ではない。ただ、異常、通常というふうなことの使い方でございまして、それと、そういったような区分を現在共済は制度の中でやらない。したがって、サロマ湖の被害を異常災害として見て、他の災害対策で、これは異常災害だから異常災害として処理するということ、また別問題としてあるわけでございまして。そこで、その場合に異常災害と見るかどうかということ、私の御答弁は、私も一応ことしの被害等は承知しておりますけれども、はたして異常であるかどうかというところは、ほかの災害との均衡とか、そういうことを見て考えなければいかぬというところで申し上げたので、私は最初に、共済の設計では現在通常と異常の区別はしていないということ、申し上げたわけでございまして。私がお話しを聞いておったところでは、政務次官は、異常災

害と認定して、場合によつてはその他の災害対策の扱いの中で異常災害として扱う、こういう御答弁ではないかと思つたので、私は矛盾してないと思つた。

○島田(琢)委員 政務次官はよくわからないでものを言つたんだということになればそれまでのことなんですけれども、しかし、現地ではほんとうに笑いごとではない。たいへんな深刻な事態にあるのですよ。それで、いまから、起こったときの災害の取り扱いについてさへも、どういう対策が必要なのかというのを私なんかも向こうから質問を受けているのです。ですから、いままた共済制度の改正という問題が出てきているものから、はたして共済制度でこの被害というものの対策を進めるほうがいいのか、あるいは特別な災害であるという観点に立つて、政治的な判断で壊滅的打撃を受けようとしているサロマ湖の養殖の問題の対策をしたほうがいいのかという、その辺の判断が私はほしいから、いま、政府側としてはこの対策はどういうふうにしたらいいいんでしようか、それをお聞かせくださいと言つたわけですが、政務次官は話の中身がよくわからぬで、突然政務次官と言つたからそういうことでお答えになつたんだろうと思つておられるけれども、長官、いまのあなたのおっしゃっている制度上の問題はよくわかるのです。わかるのですけれども、五十年間なかつたでございまして、いま現地に起こつて、そのためにたいへんなお金をかけているのです。砕氷船を持つてきてやる。これは一日何万円でもなんかないのです。一回動かすといふ何百万円かかると言つておりました。それから、ダイバーを海の下に入れて、被害の実態を調査して、何とか方法がないかというところで、これまたやっています。それから、雪上車を乗り入れて毎日調査をする。この間は自衛隊のヘリコプターを演習という目的で連れてきて、サロマ湖の上へ飛ばして、灰をまいて融雪促進をやる。それも一回だけではだめなんので、溶けて、また氷が上がつてきたら、また上にまくというように、さつき言つたような方式を繰

り返しながらいま対策をやっている。現に、毎日毎日たいへんなお金と労力をかけて、この被害を最小限度にとどめることができるかどうかということに苦勞しているわけなんです。ですから、災害が起こつたときに考えようなんというふうなことはまことに不親切だと私は思うのですよ。だから、この対策をどういうふうにするかというのを、いま考えていただくべきではないかと思うのに、いまのお話しを聞いたら、まだこれから検討をする、まだこの制度で救える部分があるかどうかまで検討するということだが、こういう御返事ではまことに不親切のそしりを免れないのではないかと、私、しつこく、この対策をどうしてくれるのですかと聞いているわけです。

○内村(良)政府委員 先生も御案内のように、從來ホタテは養殖共済に入つていなかったわけでございますが、それを昨年政令を改正いたしましてホタテを養殖共済の中に入れたということは、ホタテが大きな一つの産品でございまして、ホタテも入つた。カキにつきましては、これは現在養殖共済をやっております。しかし、北海道の共済連がまだカキの事業はしていないようでございまして。そこで、私もといたしましては、確かにサロマ湖は常襲災害的な傾向があるのだというふうな話なんだろうと思つていますが、その場合に、保険の理屈で言いますと、そういう常襲災害的なところは、保険だけでいきますとあまり好ましくないといふこともございまして、ホタテも指定いたしましたし、どんなことがあつてもそれは当然カキもどきどきやるようにして、保険の面の補償というもののについては十分それによつて救済している。しかし、全体の氷を砕くとかなんとかいふ話の所で、もっと大きな災害対策としてやっていたなければならぬと思つてございまして。

○島田(琢)委員 いま申し上げたような実態にあるというところは、政務次官、今度はおわかりですね。ですから、単になくなった員の被害だけでは

ない。そういうたいへんなお金をいまかけているのだということ、これは実損として、全部一人一人の漁家にかぶつてくるのです。こういう問題があるというのを十分御認識をいただいて、政治的な立場でおやりいただく点については的確にやっていたらどうかと思つてございまして、希望を申し上げておきます。

それから、第三号漁業者のトン数を二十トン未満としたのは、これはどういう理由なのか。そして、将来はどこまで引き上げていく考えなんですか。

○内村(良)政府委員 漁船漁業につきましては、義務加入の対象を二十トン未満と政令でするつもりでございますが、これは、現在の漁村社会における地縁的な共同体としての漁業協同組合の共販利用者といたうものを見ますと、大体二十トン未満でございまして、現在のところでは二十トン未満が妥当なのではないかと思つております。しかしながら、他の類似制度たる漁船保険におきましては、百トンまでを義務加入制度にしておりますので、今後共販に参加するものももっと大きなものまで入つていくというふうな事態になれば、そういった点も十分考慮して検討したい。しかし、現在のところ、大体共販利用者は二十トン未満でございまして、これではいいのではないかと思つております。

【委員長退席、安田委員長代理着席】

○島田(琢)委員 対象単価ですけれども、いまの物価の状態から言つたら、この単価というのはこれでいいのだからという気がしますが、これはどういふ配慮がありますか。

○内村(良)政府委員 先ほどもいろいろ御審議があつたわけでございまして、最近漁業用燃料及びその他の資材が上がつていまして、事実でございまして。そこで、漁獲共済におきましては、生産金額、これは先ほど申しましたように、三年の算術平均にいわば一定の修正率をかけてきめるわけでございまして、それに経費率をかけて、こういうことになつております。そこで、現在の保険設計で考え

ているところでは、十分経費をカバーできなくなるのではないかと御質問でございますが、私どもの見ておりますところでは、現在のところ、経費率のかけ方の問題もあるわけでございますけれども、漁業区分別に生産費のうちの経費はある程度カバーできるのじゃないかというふうに見ております。

なお、将来の問題といたしましては、五十年
予算等においてそういった問題もまた大いに考
えなければならぬ問題になってくるのではない
かと、思っております。

○島田(琢)委員 私は、先ほどの稻富委員とのやりとりを聞いておりまして、その辺の取り上げ方といいますが、何か、現状の係数みたいなものをかけていくというやり方ですね。しかし、こういう状態の中では、これはひとりこういうもののばかりではありません。たとえば乳価をきめるにしても、何をきめるにしても、物価係数をかけていくとかなんとかというあの係数というのは、われわれにとつては非常にやつかいもので、さっぱりわからないのですね。結果がまことに低い数字になんて出るといふ、こういう数字の魔術というものがあの中に含まれているような気がする。それと同じような見方をするということとは違ふのかもしれないけれども、そういう意味で、お話しの上にはすつきりと私は理解できない面があります。ですから、これはもう少し議論をしなくては

分については見られていくのだからかということ
は非常に関心の高いところだと思ふのでありま
す。これはいまの私の質問に対しての答弁だけ
はすつきりと理解できないものがありますが、き
ようは時間の関係があつてこの問題だけにしぼ
るわけにいきませんから先に進みますけれども、そ
ういう考え方に立つてやるべきだということ、こ
れは私の主張であります。

それから、次は、いまでも質問に立った各委員からいろいろ指摘がされておったと思いますが、漁災法と漁船保険あるいは任意共済制度は、それぞれ東京のほうに來ると窓口が分かれている。下に行くとはんだん一本になつて、最後は加入者は漁業者一人だ。昨年の漁船保険の問題のときにもいろいろ私どもはこの内容を聞いて、ちよつと疑惑に思つたのであります。ちよつとばかりじゃない、うんと疑惑に思つたのであります。これはえらくもうかつてゐる。一口にもうかつてゐるという言い方をしたら、いや、もうかつてゐるというところで言われるとちよつと困るという参考人の方からの御意見もあつたし、また、前の水産庁長官の荒勝さんも私の質問に対してそういうふうに答えてゐる。ところが、現実に三十五億だつたと思うのですが、もうかつたから返す、ところが片方漁災法はえらい苦勞をしながらやっている、こういうふうな点は早急に改善すべきだと私は思うのですよ。

〔安田委員長代理退席、委員長着席〕

今度の法律改正でそれができるといふうにはな
つておりませんね。したがって、この三制度は何
らかの形で一本化すべきだ。そして、また、先般
漁災法の関係の代表の方の御意見を聞くと、私ど
もは喜んで統合に応じますと言っている。それじ
やどこなんだらうということになれば、昨年の質
問などを通じて考えますと、もうかつているほう
の漁船保険の関係がいやだいやだと言っている
といふうに思います。水産庁としては、これはき
ちつと一つの方針を出して強力に指導すべきだ
と思つて、長官みづからもこの統合について

は消極的なのでしょうか。

○内村(八)政府委員 確かに、先生御指摘のような面があると思います。中央では分かれています。末端も下まで行つて組合が分かれているわけですが、加入する漁業者は一人である。したがって、経費の節約その他から考えて一本にした方がいいんじゃないかというのは、確かにそれとおりでだと思ひます。ただ、こういうような統合というような場合には、やはり関係者の納得というものがないと、これは行政の運営の問題でございますが、なかなか強権をもつて一本にするというわけにはいかない問題が實際問題としてございます。したがひまして、水産庁といたしましては、そういった問題も考えまして、四十九年度は、額といたしましては百四十万円ぐらいでございますけれども、

ども、そういうことも含めて検討する検討会をつくりました。そして、かりにそういう方向でいこうということになりましたら、関係者の説得というものに十分とめまさんと、一方的に法律制度でばつとやっってしまうのはなかなかむずかしいという問題も現実問題としてございます。したがって、私どもといはしましては、極力前向きにしまして、私どもといはしましては、極力前向きの方向でそのように考えたいと思っております。決して私は消極的ではございませんけれども、やはり、過去の歴史的な経緯その他もございまして、関係者を説得してみんなが納得してそういうかっこうに持っていけないと、なかなか行政的にはできないという面もあるわけでござい

つぱりそうすべきだと思います、あなたの御指摘のとおり私どもも考えています、ということをおっしゃっているのですね。ところが、片やもうかっているほうは、もうかっているのだから何も一緒になっていることは無いということになるのでしょうけれども、しかし、これは、国の金だっているところとこの中につき込まれているわけですから、そういう面ではむだなお金でむだな運営をさせているということがある限り、私は、行政指導をすべきだと思ふ。それは納得を得なければどうにもならぬということ、この例に限らず、何だつてそうです。しかし、そこはやはり話し合いの中で一本にしてやっていくのではないかと私は思うが、一本にした場合の不都合というものはあります。

○内村(良)政府委員　メリット、デメリット、いろいろあると思います。たとえば一例をあげますと、私ども聞いておりますところでは、漁船保険の組合のほうで、漁船の賃金が高いために、漁船のほうは低い。さらに具体的な基準としては、漁船保険のほうは市町村のレベールをかなり上回っている。片一方は市町村のレベールより下がっている。そうすると、やはり高いほうに合わせるということになるのだらうと思います。そのほうが漁災に従事している職員の人たちにとってはいいことであり、仕事に励みが出てくる。しかし、その負担をどうするかというような問題もございしますし、一例でございしますけれども、そういったメリット、デメリットをよく見きわめまして、そこで関係者を説得して、なるだけ統合するような方向に持っていくというふうに私ども考えております。したがって、経費をとりまして、研究会というような形でそういった空気をだんだん醸成していこうとは思っておりますけれども、ただいま申し上げましたような状況になっておるわけでございします。

○島田(琢)委員 もちろん、低いほうを高いほうに合わせていくのが当然ですね。それはいまの
ような状態の中でいつまでも放置しておけば、さ

らに格差が広がっていくばかりだと思うのです。漁業法の関係の職員のほうが低い、だから、高いほうの人たちがそれを拒否する、そんなことにはならぬと私は思うのです。ですから、そういう不合理を是正するためにもこの制度の一本化は非常に急がれるのではないかと、いうふうに私は思います。

大部分残しておりますが、大臣がお見えのときに残りをお聞きしたいと思えます。近代化資金の関係、それから大事な沿岸漁場整備開発法との関係はどうしても大臣にお聞きしたい点がたくさんありますので、きょうはその部分を保留いたしまして、ちょうど予定の時間でありまして、ここで私の質問を終わりにいたします。

○飯谷委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

昭和四十九年四月十二日印刷

昭和四十九年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K